仙台し障害しゃ保健福祉計画

令和６から１１年度まで

第7期仙台し障害福祉計画

第3期仙台し障害じ福祉計画

令和６から８年度まで

令和６年３月

仙台し

もくじ

第いっしょう　計画策定の概要

１　趣旨

２　位置づけ

３　対象

４　計画期間

５　SDGずとの関係

第２章　障害のあるかたを取り巻く現状

１　社会の動き

２　国等の障害しゃせ策等の動向

３　仙台しの現状

４　ぜん計画期間の振り返り

第３章　計画の方向性

１　理念

２　基本目標

３　基本方針

４　せ策体系

第４章　第7期障害福祉計画・第３期障害じ児福祉計画

１　成果目標

２　活動指標に係る見こみ量の推計の考えかた

３　見こみ量確保のための方策等

４　見こみ量

第５章　計画の推進

１　推進体制

２　各主体の役割

３　計画の普及・啓発

４　計画の達成状況の点検及び評価

第６章　計画関連事業一覧

資料編

※文中、（資料編４「用語の解説」に説明を記載）とある用語は、資料編４「用語の解説」に説明を記載しています。

はじめに

しょうし高齢化や核家族化の進展、住民同士のつながりの希薄化など、保健福祉行政を取り巻く環境は日々めまぐるしく変化していますが、そうしたなかにあっても、仙台市に暮らす市民のみなさま誰もが、生きがいをもって自分らしく活躍でき、ともに支えあい繋がりあう社会であることが何より大切です。

そのためには、制度や分野ごとの垣根、「支え手」「受け手」という関係、世代を超えて、行政・地域・関連団体・市民などの様々な担い手が連携・協働し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしや生きがい、役割などをともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて、保健福祉行政のあり方を見つめなおしながら、様々な取り組みを進める必要があります。

本市の障害保健福祉行政においても、「共生の都・共生する社会」を理念に据えて、障害の有無に関わらず一人ひとりの多様性が尊重され、ほうせつされる社会の実現に向けて取り組みを進めてきたところであり、引き続き、市民のみなさまに障害理解の更なる浸透を図り、様々な場面や制度、人々の意識の中にある社会的な障壁をなくしていくことが重要です。

本計画では、こうした認識を踏まえ、障害理解の浸透を基盤として、一人ひとりが違う存在であることを認めあい、尊重しあい、障害のある方もないかたも誰もが生きがいを感じ、自分らしく生きることができるまちを市民のみなさまとともにつくることを目指します。

計画の推進に当たっては、障害保健福祉分野のみならず、健康づくり、高齢福祉、医療などの保健福祉各分野はもとより、多様な分野とも今まで以上に連携・協働を図りながら、取り組みを進めてまいります。

第いっしょう　計画策定の概要

１　趣旨

仙台しでは、平成30年３月に「仙台し障害しゃ保健福祉計画（計画期間：平成 30年度から令和５年度）」及び「第5期仙台し障害福祉計画（計画期間：平成30年度から令和２年度）」、「第いっき仙台し障害じ福祉計画（計画期間：平成30年度から令和２年度）」を策定し、障害しゃ保健福祉せ策の充実に努めてきました。令和２年12月にわ障害しゃ保健福祉計画の中間評価をおこなうとともに、「第6期仙台し障害福祉計画（計画期間：令和３から５年度）」、「第２期仙台し障害じ福祉計画（計画期間：令和３から５年度）」を策定し、更なるせ策を展開してきました。

今般、各計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

２　位置づけ

かっこ1法令根拠

　障害しゃ保健福祉計画は、障害しゃ基本法第 11 条第３項に定める「市町村における障害しゃのためのせ策に関する基本的な計画（市町村障害しゃ計画）」であり、仙台しの障害しゃせ策全体の方向性を定めるものです。また、障害しゃ情報アクセシビリティ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・コミュニケーションせ策推進法（「障害しゃによる情報の取得及び利用並びに意思疎通に係るせ策の推進に関する法律」）第９条第１項の規定に基づき、し町村障害しゃ計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

第7期障害福祉計画は、障害しゃ総合支援法（「障害しゃの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）第 88 条第１項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見こみ量を定めるものです。

第3期障害じ福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づき、「障害じ通所支援及び障害じ相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害じ福祉計画）」でありサービス等の見こみ量を定めるものです。仙台しでは、障害のあるかたがたに対し、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援の提供を目指す観点から、これら３つの計画を一体のものとして策定します。

◆　図：各計画と法律の対応

3つの根拠法ごとに、対応する計画及び内容を読み上げる。

・障害しゃ基本法

計画　障害しゃ保健福祉計画

内容　障害しゃせ策全体の方向性を定める

・障害しゃ総合支援法

計画　第7期障害福祉計画

内容　サービス等の見こみ量を定める

・児童福祉法

計画　第3期障害じ福祉計画

内容　サービス等の見こみ量を定める

かっこ2仙台しの各計画等との関係

　本計画は、「仙台し基本計画2021から2030」に掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向け、障害のあるかたに関するせ策を総合的に推進する計画として策定します。また、「せんだい支えあいのまち推進プラン」と関連する「仙台し高齢しゃ保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台しすこやか子育てプラン」等の計画や、「仙台し特別支援教育推進プラン」及び「（仙台し文化芸術推進基本計画」と緊密に連携し、せ策を推進します。

◆　図：計画の位置づけ（仙台し基本計画における本計画の位置づけを表記）

関連する計画は次のとおり

・せんだい支えあいのまち推進プラン

・すこやか子育てプラン

・高齢しゃ保健福祉計画・介護保険事業計画

・その他の関連する計画

連携する計画は次のとおり

・特別支援教育推進プラン

・文化芸術推進基本計画

３　対象

本計画の対象は、障害のあるかたを含むすべての市民、事業しゃとします。

本計画の「障害のあるかた」わ、障害しゃ基本法などに準じて、「しんたい障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を含む）、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）そのたの心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

４　計画期間

　障害しゃ保健福祉計画は、令和６年度から令和11年度までの６年間を計画期間として、第7期障害福祉計画及び第3期障害じ福祉計画は、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とします。

また、令和８年度に障害しゃ保健福祉計画の中間評価をおこなうとともに、次期の障害福祉計画及び障害じ福祉計画を策定します。

◆　図：計画期間の全体像

計画ごとの期間を読み上げる。

　障害しゃ保健福祉計画　令和6年度から令和11年度（令和8年度に中間評価をおこなう）

第7期　障害福祉計画　令和6年度から令和8年度

次期障害福祉計画　令和9年度から令和11年度

第3期　障害じ福祉計画　令和6年度から令和8年度

次期計画　障害じ福祉計画　令和9年度から令和11年度

５　SDGずとの関係

　SDGず（サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）とは、平成27（2015）年に故国際連合総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための令和12（2030）年までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台しSDGず（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を次のとおり定めます。

◆　図：計画に関連するSDGず目標

目標1.貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困をおわらせる

目標3.すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4.質の高い教育をみんなに

すべての人々えの包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5.ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及びじょじの能力強化をおこなう

目標8.働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標10.人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国かんの不平等を是正する

目標11.住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12.つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

目標16.平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法えのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標17.パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章　障害のあるかたを取り巻く現状

１　社会の動き

かっこ1法律の変遷

　かつて日本における障害しゃせ策は、「しんたい障害しゃ福祉法（昭和24年）」、「精神薄弱しゃ福祉法（昭和35年）」、「精神衛生法（昭和25年）」のように、しんたい障害・知的障害・精神障害の３障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的なせ策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害しゃ年（資料編４「用語の解説」に説明を記載）（昭和56年）や国連・障害しゃの十年（昭和58年から平成４年）、障害しゃ団体の活動などを背景として、「障害しゃ基本法（平成5年）」が定められ精神障害のあるかたも障害福祉サービスの対象となりました。

　そのご、平成15年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害のあるかたが自分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害しゃ自立支援法（平成18年せこう）」において３障害の一元化がおこなわれ、施設や事業の再編をへて、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害しゃ自立支援法は「障害しゃ総合支援法（平成26年せこう）」に移行し、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のかたも対象に含むなど対象しゃを拡大した後も、障害のあるかた等の希望する生活を実現するために改正を重ね、更なる支援の拡充を図っています。

かっこ2障害しゃ権利条約の批准

　近年の法律の変遷の背景にわ、「障害しゃの権利に関する条約（障害しゃ権利条約）」の存在があります。本条約は、「障害しゃの人権及び基本的自由の享有を確保し、障害しゃの固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害しゃの権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成18年に国際連合総会において採択されました。

日本は、平成19年に本条約に署名してから平成26年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害しゃの定義が見直されるとともに、差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の禁止などが盛り込まれた「改正障害しゃ基本法（平成23年せこう）」、誰もが障害のあるかたに対し虐待をしてわならないことなどを定めた「障害しゃ虐待防止法（「障害しゃ虐待の防止、障害しゃの養護しゃに対する支援等に関する法律」）（平成24年せこう）」、障害しゃ就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定めた「障害しゃ優先調達推進法（「国等による障害しゃ就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）（平成25年せこう）」、障害しゃの法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害しゃ雇用促進法（「障害しゃの雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」）（平成25年・平成28年・平成30年せこう）」など、障害のあるかたの権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害しゃ差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）（平成28年せこう）」わ、障害しゃ基本法の基本原則「差別の禁止（資料編４「用語の解説」に説明を記載）」を具体化する法律として、行政機関や事業しゃに対し、障害のあるかたえの「不当な差別的取扱い（資料編４「用語の解説」に説明を記載）」を禁じ、「合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供」を求めるなど、同法のせこうにより、障害のあるかたの権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和４年の国際連合の障害しゃ権利委員会に対する、障害しゃ権利条約の第１回日本政府報告においては、「障害のあるかたの権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のあるかたえの合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

かっこ3災害・感染症等の非常じ・緊急じの対応

　障害しゃ権利条約の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいる間、平成23年に東日本大震災がはっさいし、多くの障害のあるかたがた生活が一変しました。障害特性に応じた配慮を避難じょで受けることが難しかった、普段服薬している薬を容易に手に入れることが出来なかった、支援しゃが来ることができなくなり必要なサービスを受けられなかったなどの困難に直面し、想定をはるかに超える規模の災害により多くの課題が表出しました。震災後、仙台市では福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の整備や災害じ要援護しゃ情報登録制度の拡充などを進めてきました。また、令和３年の災害対策基本法の改正により努力義務となった個別避難計画（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の作成についても取り組みを進めるなど、大規模災害を経験した都市として、災害じにおける障害のあるかたの安心・安全のありかたについて、先導的な役割を果たすことが求められています。

　令和元年12月に中国で初めて感染しゃが確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに全世界に拡大し、国内では令和２年１月に初めて感染しゃが確認され、感染しゃの全国的な増加に伴い、同年しがつにわ緊急事態宣言が出されました。その後、令和５年５月に感染症法（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）じょうの位置づけが５類感染症に移行されるまで、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等、「新しい生活様式」に沿った対応が求められ、障害のあるかたの日常生活に様々な影響が生じたほか、障害福祉サービス事業所においても、感染拡大防止対策やクラスター対応等、これまで想定されていなかった様々な対応を求められました。災害や感染症等による予期せぬ非常じにおける障害のあるかたえの配慮等について、状況に応じて速やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。

２　国等の障害しゃせ策等の動向

かっこ1障害理解・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

　平成28年しがつにせこうされた障害しゃ差別解消法は、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、せこう状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年２月より内閣府の障害しゃ政策委員会において見直しの検討が進められ、令和６年しがつからせこうされる改正法では、事業しゃによる合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供の義務化などが規定されました。

障害しゃ差別解消法の改正を受け、令和５年10月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「障害しゃ差別解消条例」という。）」も改正し、独自こうもくとして障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業しゃの障害理解を更に促進する取り組みをおこなっています。

かっこ2障害のある子どもえの支援

平成28年５月の児童福祉法改正により、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。また、令和３年くがつに「医療的ケアじ及びその家族に対する支援に関する法律」がせこうされ、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）とその家族えの更なる支援が求められています。

令和５年しがつにわ、「こども基本法」のせこう、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関するせ策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

これらを踏まえ、特別支援教育の充実や、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実など、より一層、障害のある子どもえの支援の充実に取り組んでいく必要があります。

かっこ3日ひびの暮らしや社会参加の基盤づくり

平成30年６月に「障害しゃによる文化芸術活動の推進に関する法律」がせこう、令和５年３月に「障害しゃによる文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のあるかたの個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取り組みが求められています。

障害のあるかたの雇用においては、令和６年しがつより、障害しゃの法定雇用率が段階的に引き上げられることとされており、令和８年しちがつ以降においては、民間企業の法定雇用率は2.7％、国及び地方公共団体等は3.0％（都道府県等の教育委員会にあっては2.9％）に引き上げられることが決定しており、障害しゃ雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年６月に「視覚障害しゃ等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和４年５月に「障害しゃ情報アクセシビリティ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・コミュニケーションせ策推進法」 がせこうされ、全ての障害のあるかたが、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。

３　仙台市の現状

○　障害しゃ手帳所持しゃすう（障害しゃ手帳の集計日は、各年度3月31日じ点。）

　障害しゃ手帳の所持しゃすうは４年間で4353人（8.6％）増加しており、令和４年度末じ点で55048人となっています。近年、しんたい障害しゃ手帳の所持しゃすうわほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害しゃ保健福祉手帳の所持しゃすうわ増加しています。

グラフ（単位：人）

年度、合計人数、しんたい障害しゃ手帳、療育手帳、精神障害しゃ保健福祉手帳所持しゃすうの順

平成30年度　50695　32374　8809　9512

令和元年度　52178　32718　9105　10355

令和2年度　53091　32801　9430　10860

令和3年度　54048　32732　9742　11574

令和4年度　55048　32465　10133　12450

○　指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃすう（指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者数は医療費助成の対象しゃを計上。）

　指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者数は増加傾向にあり、令和４年度末じ点で9439人が医療費助成の対象しゃです。また、小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者数は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

グラフ（単位：にん）

年度、合計人数、指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の順

平成30年度　9430　8046　1384

令和元年度　9753　8364　1389

令和2年度　10542　9028　1514

令和3年度　10539　9143　1396

令和4年度　10808　9439　1369

〇　特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合（児童生徒数の集計日は、まい年度5月１日じ点。高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部を除く。（グラフは「仙台市特別支援教育推進プラン2023」を基に作成）

市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にあります。

グラフ（単位：にん）

年度、市立学校在籍児童生徒数、特別支援教育を受けている数、全児童生徒数に占める特別支援教育を受けている児童生徒の割合の順。

平成30年度　77644　1729　2.23パーセント

令和元年度　77331　1842　2.38パーセント

令和2年度　77367　2048　2.65パーセント

令和3年度　77412　2238　2.89パーセント

令和4年度　77545　2489　3.21パーセント

○　指定障害福祉サービス等利用しゃすう（介護給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・訓練等給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）について、各年度３月における国保連えの請求数を集計。介護給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）わ居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）わ自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。）

　指定障害福祉サービス等の利用しゃすうは増加傾向にあり、平成30年度から令和４年度にかけて月あたり2558人/月（24.9％）増加しました。とりわけ、訓練等給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の増加が顕著になっています。

グラフ（単位：月あたりの人数）

年度、合計人数、介護給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、訓練等給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の順

平成30年度　10286　6302　3984

令和元年度　10654　6333　4321

令和2年度　11434　6660　4774

令和3年度　11969　6959　5010

令和4年度　12844　7369　5475

○　指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害じ通所支援事業所等数

　平成30年度から令和４年度 にかけて、総事業所数は268事業所増加しています。

グラフ（単位：事業所）

年度、合計数、指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害じ通所支援事業所等数の順。

平成30年度　1127　918　209

令和元年度　1159　935　224

令和2年度　1212　970　242

令和3年度　1290　1021　269

令和4年度　1395　1086　309

○　今後充実してほしいせ策（令和４年度仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書（令和５年３月）より）

　全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位にありますが、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）では「医療費の負担軽減」（50.7%）、発達障害では「障害があっても働ける場の確保」（63.9%）が最も多くなっています。

以下グラフ6つ：調査対象ごとに今後充実してほしいせ策を3つずつ記載。単位は全てパーセント

対象　しんたい障害(65歳未満)

年金などの所得保障の充実　43.8

医療費の負担軽減　37.5

障害があっても働ける場の確保　33.9

対象　しんたい障害(65歳以上)

年金などの所得保障の充実　38.8

医療費の負担軽減　35.5

自宅での生活を支えるホームヘルプサービスなどの充実　22.0

対象　知的障害

年金など生活ができるようなお金をふやすこと　58.1

障害のあるかたが利用できる施設をもっとふやすこと　40.3

障害があっても働ける場所をふやすこと　40.0

対象　精神障害（通院）

年金などの所得保障の充実　53.0

障害があっても働ける場所の確保　40.5

医療費の負担軽減　39.2

対象　難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

医療費の負担軽減　50.7

年金などの所得保障の充実　40.7

自宅での生活を支えるホームヘルプサービスなどの充実　21.0

対象　発達障害

障害があっても働ける場所の確保　63.9

年金などの所得保障の充実　43.3

福祉サービスなどについて相談しやすい環境の整備　43.3

○　将来のことで不安に感じていること（令和４年度仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書（令和５年３月）より

　いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の生活」と回答したかたが最も多くなっています。

以下グラフ4つ：調査対象ごとに将来のことで不安に感じていることを3つずつ記載。単位は全てパーセント

対象　知的障害しゃの家族

一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の生活　86.0

身の回りの介護や日常生活の援助などをする人がいるか　53.9

自分が高齢になったときの健康、体力　52.0

対象　障害じの家族

一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の生活　66.0

学校を卒業してからの進路　63.3

本人に合った就学・進学先　50.5

対象　精神障害しゃの家族

一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の生活　69.6

自分が高齢になったときの健康、体力　39.8

安定した収入があるか　30.9

対象　発達障害（じ）しゃの家族

一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の生活　78.0

自分が高齢になったときの健康、体力　40.4

身の回りの介護や日常生活の援助などをする人がいるか　31.9

○　障害のあるかたと接した経験があるか（相談相手になったり、支援をした経験）（グラフは「仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

　令和４年度調査では、障害のあるかたと接した経験がある人がわずかに増加し、42.5％となっています。

グラフ（単位：パーセント）

障害のあるかたと接した経験について、年度、ある、ない、無回答の順。

平成13年度　64.3　30.7　4.9

平成18年度　54.7　42.5　2.8

平成22年度　50.1　48.9　1.0

平成28年度　38.9　57.8　3.3

令和4年度　42.5　54.7　2.8

○　近所にお住まいの障害のあるかたえの手伝い（グラフは「仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成）

　令和４年度調査では、「できる限りのお手伝いをしたい」と回答したかたが増加しており、「多少のお手伝いをしたい」、「特に何もしない」と回答したかたは減少している傾向にあります。

グラフ（単位：パーセント）

近所にお住まいの障害のあるかたえの手伝いについて、年度、できる限りのお手伝いをしたい、支援を求められたときはお手伝いをしたい、多少のお手伝いをしたい、特に何もしないの順。

平成18年度　25.2　49.4　16.1　0.0

平成22年度　11.3　60.8　17.5　1.2

平成28年度　8.9　64.0　14.5　4.3

令和4年度　12.7　61.8　10.2　3.4

４　ぜん計画期間の振り返り

　ぜん計画では、５つの基本方針を定めせ策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。

ぜん計画における5つの基本方針について、主な取り組み、本計画に向けた課題の順に記載。

基本方針

共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

主な取り組み

・障害しゃ差別解消条例の改正

・障害理解サポーター事業

・パラリンピックを契機としたパラスポーツによる障害理解促進事業

本計画に向けた課題

仙台市令和4年度調査では、障害しゃ差別解消条例の認知度は市民が約12％、障害のあるかたは8から16％、その家族でも14から38％程度であり、平成28年度調査から変化がない状況となっている。

事業しゃの合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供が義務となったが、仙台市令和4年度調査では、市民の約71％が「合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。

改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、仙台市令和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65％が「子どもの時から障害のあるかたとふれあう機会を増やすこと」と回答しており、子どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。

基本方針

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

主な取り組み

・児童発達支援センターにおける支援の拡充

・幼稚園・保育所・学校等と発達相談支援センター（以下、「アーチル」という。）の連携の強化

・重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対する支援

本計画に向けた課題

発達障害の社会的認知度の高まりとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護しゃからの相談がアーチルに集中しているため、待機期間が長期化している。

ひびの生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）などより手厚い支援を必要とする障害のある子どもえの支援体制の構築・強化、保護しゃの孤立防止や就労ニーズえの対応に加え、ライフステージ移行に合わせて切れ目なく家族全体の支援のコーディネートを可能とする関係機関の連携やネットワークの強化が必要。

基本方針

地域での安定した生活を支援する体制の充実

主な取り組み

・基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の設置

・障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援

・精神障害のあるかたの地域移行支援・地域定着支援

本計画に向けた課題

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のあるかたを地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要がある。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）などより手厚い支援を必要とするかたが、将来にわたり安心して暮らしていけるよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。

様々な支援ニーズの把握に努め、障害特性等に配慮した各種支援体制の整備が求められている。また、各事業所の更なる支援の質の向上に向けて、事業所かんのネットワーク形成や連携、人材育成のための支援が必要。

入院中の精神障害のあるかたの地域移行に向けた支援や地域移行関係しゃの人材育成、住まいの確保と居住支援に向けた検討が必要。

基本方針

生きがいにつながる就労と社会参加の充実

主な取り組み

・一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行促進、福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の充実、障害しゃ就労えの理解促進

・2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業

・障害のあるかたのコミュニケーション支援

本計画に向けた課題

障害のあるかたのニーズに応じた就労機会の確保のため、法定雇用率引き上げに伴い新たに障害しゃ雇用の対象となる企業等に対して障害しゃ雇用のメリットやステップ等を周知し、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質の向上を図るとともに、利用しゃの工賃向上のため、ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売機会の確保や販売力強化のための取り組みを通して、福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の充実を図る必要がある。

障害のあるかたが希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術えの活動へ参加する際のバリアを取り除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。

基本方針

安心して暮らせる生活環境の整備

主な取り組み

・（仮称）青葉障害しゃ福祉センター、生活介護事業所の整備

・障害福祉サービス従事しゃ確保支援

・指導監査の推進

本計画に向けた課題

将来的需要や障害特性に応じたニーズ等を考慮した施設の整備促進や、老朽化が進む障害しゃ支援施設等の改築・修繕等に対する整備促進が必要。

障害福祉分野のイメージ向上や、事業所かんの職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要。

各種指導等を通した障害福祉サービス事業所の支援の質の向上や、障害のあるかたや家族の暮らしの質の向上につながる障害福祉関連事務の業務改善等の実施が必要。

第３章　計画の方向性

１　理念

共生のまち・共生する社会

仙台市では、「共生のまち・共生する社会」を理念とし、本計画を推進します。

仙台市の計画においては、長年にわたり、国際障害しゃ年（資料編４「用語の解説」に説明を記載）（昭和56年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害しゃ基本計画の理念である「ノーマライゼーション（資料編４「用語の解説」に説明を記載）」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。そのごの社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考えかたを引き継ぎながら、平成23年３月に策定した仙台市障害しゃ保健福祉計画（平成24から29年度）以降は「共生のみやこ・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。

障害しゃ基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられています。また、仙台市の目指す都市の姿とその実現に向けたせ策の方向性を示す、仙台市基本計画2021から2030では、目指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

こうした国や仙台市が目指す社会を踏まえ、ぜん計画で掲げた理念「共生のみやこ・共生する社会」わ、現在の仙台市においても目指すべき社会のありかたとして不変のものであることから、本計画においては、ぜん計画の理念を継承しつつ、仙台市基本計画2021から2030に掲げる都市像を踏まえて「共生のまち・共生する社会」を理念とします。

２　基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のあるかたが、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切です。

障害のあるかたもないかたも、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。一方、しんたい障害、知的障害、精神障害など、障害のあるかたの状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中にわ暮らしにくさや生きづらさを感じるかたがいるだけでなく、ときに差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）が生じています。

平成28年４月、仙台市では障害しゃ差別解消条例を制定し、令和５年10月の条例改正においては、障害しゃ差別解消法の改正に伴い、事業しゃの合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供を義務化したほか、し独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にわありません。障害のあるかたやご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。

障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のあるかたやそのご家族、支援しゃのかたがたや地域にお住まいのかたがたなど、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、仙台市では障害理解を基盤として、せ策を総合的かつ計画的に推進します。

３　基本方針

　基本目標を実現するためのせ策の方向性として、５つの基本方針を定めます。

基本方針1　共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のあるかたが自立した生活を送るためにわ、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要です。市民や事業しゃの障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携して、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めます。

また、障害しゃ差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の解消、障害しゃ虐待の防止、成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進します。

基本方針2　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の特性を早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援をおこなうことが重要です。そのためにわ、日常の過ごしの場で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・保健・医療・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。

また、重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）などより手厚い支援を必要とする児童えの支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理をおこなうことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要なせ策を展開します。

基本方針3　地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のあるかたが、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を展開します。

また、重症心身障害のかたや医療的ケアが必要なかた、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のかたなどが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組みます。

基本方針4　自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

障害のあるかたの希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業えの啓発、ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図ります。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のあるかたが才能を発揮する機会、障害のあるかたの希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場をそうしゅつします。

基本方針5　安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすいし有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の向上を推進するとともに、災害に備えた支援体制の整備を進めます。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）などより手厚い支援を必要とするかたにも対応できる生活環境の実現に向けて、（仮称）青葉障害しゃ福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組みます。

また、障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所えの指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組みを進めます。

４　せ策体系

基本方針1　共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

まる1 理解促進・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

まる2 虐待防止・成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等

基本方針2　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

まる1 早期発見・早期支援

まる2 保育・療育

まる3 教育・発達支援

まる4 放課後支援

まる5 家族支援

基本方針3　地域での安定した生活を支援する体制の充実

まる1 相談支援

まる2 生活支援

まる3 居住支援

まる4 地域移行・地域定着支援

まる5 保健・医療・福祉連携

まる6 給付・手当等

基本方針4　自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

まる1 一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

まる2 日中活動

まる3 スポーツ・レクリエーション・文化芸術

まる4 とうじしゃ活動

まる5 移動・外出支援

まる6 意思疎通支援

基本方針5　安心して暮らせる生活環境の整備

まる1 バリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・ユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

まる2 サービス提供体制の基盤整備

まる3 防災・減災等

まる4 事業所支援・人材支援

基本方針1　共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進　せ策こうもく

まる1　理解促進・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供を進める庁内体制の整備及び事業しゃえの周知等を実施します。

まる2　虐待防止・成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等

虐待の予防及び早期発見、障害のあるかたの保護や自立に向けた支援、養護しゃの負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害しゃ虐待防止の普及啓発を進めます。また、成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。

　重点とりくみ

地域における理解しゃの増加を目的とした普及啓発事業の強化

障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のあるとうじしゃ講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消の普及啓発をおこないます。また、障害理解に関する特設サイトやウェブ広告・ＳＮＳ広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層のかたに向けた周知をおこないます。

パラスポーツによる障害理解の促進

パラスポーツを通して、障害のあるかたえの理解しゃを増やしていくとともに、障害のあるかたとないかたがパラスポーツに親しむきっかけづくりを通して、パラスポーツの振興を図ります。

文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進

絵画や音楽などの文化芸術活動を通して、障害のあるかたとないかたとの交流の機会を提供するとともに、障害のあるかたの文化芸術活動えの参加機会の充実や文化芸術活動を通した社会参加の促進等を目指す活動を支援し、障害のあるかたが文化芸術活動をおこないやすい環境づくりを進めます。

　成果指標（成果指標は、令和４年度又は令和５年度の事業実績や調査結果を基準ちとして目標ちを定め、先頭は基本方針に係るアウトカム指標、その他は重点とりくみに係るアウトプット指標とする。）

指標：障害のあるかたえの理解が深まってきたと回答した割合

目標ち：令和11年度　基準ち比増

【基準ち】令和4年度　障害しゃ等保健福祉基礎調査結果52.1％（令和4年度仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）にて、市民が「深まってきた」、「少し深まってきた」と回答した割合）

指標設定理由：市民えの障害理解の浸透度を測るための指標として設定

指標：障害理解サポーター事業における障害理解サポーター養成研修実施回数

目標ち：令和６年度43回　令和７年度46回　令和８年度50回　令和11年度50回

【基準ち】令和4年度　32回

指標設定理由：市民、事業しゃの障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定

指標：パラスポーツにかかるイベント等の開催回数

目標ち：令和６年度50回　令和７年度55回　令和８年度60回　令和11年度70回

【基準ち】令和4年度　49回

指標設定理由：パラスポーツを通した障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定

指標：アートトゥーユー　障がいしゃ芸術世界展　IN　せんだい（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の入場しゃすう

目標ち：令和６年度3900人　令和７年度4000人　令和８年度4100人　令和11年度4300人

【基準ち】令和5年度　3811人

指標設定理由：文化芸術活動を通した障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定

基本方針2　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

　せ策こうもく

まる1　早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、新生児等えの訪問指導や乳幼児健康診査、５歳じのびのび発達相談（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等を実施します。また、アーチルで発達障害の診療をおこなっている常勤医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築するほか、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必要なかたがたが、よりスムーズに相談できる環境を整えます。

まる2　保育・療育

幼稚園や保育所等の職員えの相談対応、助言や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能の充実を図ります。

まる3　教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関かんの情報の共有と確実な引継ぎをおこなう仕組みを充実させることで、切れ目のない支援をおこなうとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等、障害のある児童えの支援の充実を図ります。

まる4　放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援じに対する細やか配慮を行えるよう、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童館職員へ助言等をおこなう巡回指導や職員向け研修の更なる充実を図ります。

まる5　家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害じを抱える家族を支援するとともに、重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に対する支援ネットワークの強化など、家族をの日常生活や社会生活を支えるための環境を整備します。

　重点とりくみ

発達特性や環境に応じた就学前療育支援システム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や発達障害じの支援体制づくり

児童発達支援センターの地域相談員をはじめとする地域支援機能の拡充や地域でのより頻回な支援ニーズに対応できるよう、自閉症じしゃ相談センターの取り組みを推進するなど、各機関とアーチルが役割分担をおこないながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。

インクルージョンの推進（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及びせ策かんの連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み

インクルージョンの推進（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に向けて、子育て・教育・保健・医療・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を中心とした支援をおこないます。

放課後等デイサービスにおける重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の受け入れ促進

重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進するとともに、放課後等デイサービス事業所における医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の受け入れを促進します。

　成果指標

指標：障害じの家族の「障害のあるかたの福祉サービス」えの満足度

目標ち：令和11年度　基準ち比増

【基準ち】令和4年度　障害しゃ等保健福祉基礎調査結果2.31（「令和4年度仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成）（「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている）

指標設定理由：障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実度を測るための指標として設定

指標：児童発達支援センターによる相談支援回数

目標ち：令和６年度2500回　令和７年度2750回　令和８年度3000回　令和11年度3750回

【基準ち】令和4年度　2272回

指標設定理由：児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能拡充の進捗状況を測るための指標として設定

指標：児童発達支援センターによる施設訪問支援回数

目標ち：令和６年度1600回　令和７年度1800回　令和８年度2000回　令和11年度2600回

【基準ち】令和4年度 1435回

指標設定理由：児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能の拡充を測るための指標として設定

指標：保育所等訪問支援事業所による支援回数

目標ち：令和６年度432回　令和７年度480回　令和８年度528回　令和11年度672回

【基準ち】令和4年度 170回

指標設定理由：地域の支援機関の支援体制強化の進捗状況を測るための指標として設定

指標：アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級)

目標ち：令和６年度17校　令和７年度22校　令和８年度27校　令和11年度42校

【基準ち】令和4年度 5校

指標設定理由：訪問を通した普及啓発及び学校との連携強化、校内支援力向上の進捗状況を測るための指標として設定

指標：主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

目標ち：令和６年度19箇所　令和７年度25箇所　令和８年度31箇所　令和11年度32箇所

【基準ち】令和4年度 14箇所

指標設定理由：重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する体制の整備促進の進捗状況を測るための指標として設定

基本方針3　地域での安定した生活を支援する体制の充実

　せ策こうもく

まる1　相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害しゃ総合支援センター（以下「ウェルポートせんだい」という。）、精神保健福祉総合センター（以下「はあとぽーと仙台」という。）、アーチル）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症じしゃ相談センター、視覚障害しゃ支援センター等）、障害しゃ相談支援体制を支える基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）により相談支援をおこなうほか、地域の関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。

まる2　生活支援

障害特性に合わせた支援をおこなうことで、障害のあるかたが地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、区域の障害しゃ自立支援協議会の運営等を通して、関係機関の連携強化を図り、効果的な支援の取り組みを推進します。

まる3　居住支援

障害のあるかたが住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組みます。

まる4　地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアサポーター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の活用に加え、安心して地域で暮らすための地域生活を支えるためのアウトリーチ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）支援や、居住支援、地域移行関係しゃの人材育成に関する取り組みをおこない、円滑な地域移行・定着を促進します。

まる5　保健・医療・福祉連携

重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のありかたについて検討を進めるため、みやぎ県やとうじしゃ団体等と意見交換等をおこないます。また、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃの支援や自殺予防の推進、障害のあるかたの家族やヤングケアラー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の支援等に取り組みます。

まる6　給付・手当等

障害福祉サービスの利用しゃが65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用しゃ負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のあるかたの生活を支援するために、各種給付・手当等のせ策を着実に実施します。

　重点とりくみ

緊急じでも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等のとりくみ推進

在宅で生活する障害のあるかた及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急じの相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートをおこなう地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等の取り組みを推進します。

地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のとりくみ推進

障害のあるかたに対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を更に強化・展開していくことを目的に、基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の委託化を進めます。

重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に対応した短期入所事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進

医療的ケアを必要とする重症心身障害じしゃなどが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していくほか、重症心身障害等のより手厚い支援を必要とするかたに対応する共同生活住居の新設に対し整備費の補助をおこない、親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）も見据えた生活の場の確保を図ります。

視覚障害、高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のかたなど多様な障害特性に応じたＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施

障害のあるかたが地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）など、専門的支援を必要とする障害のあるかたに対して、ＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションをおこないます。

成果指標

指標：障害のあるかた・家族の「障害のあるかたの福祉サービス」えの満足度

目標ち：令和11年度　基準値比増

【基準ち】令和4年度　障害しゃ等保健福祉基礎調査結果2.48（「令和4年度仙台市障害しゃ等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成）（「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている）

指標設定理由：地域での安定した生活を支援する体制の充実度を測るための指標として設定

指標：地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）における基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等とのケース検討回数

目標ち：令和６年度17回　令和７年度17回　令和８年度17回　令和11年度17回

【基準ち】令和4年度　17回

指標設定理由：地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）におけるネットワーク強化等の進捗状況を測るための指標として設定

指標：基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）における地域の相談機関との連携強化のとりくみ件数（区自立支援協議会参加回数、ひきこもり（資料編４「用語の解説」に説明を記載）支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）運営会議参加回数を計上）

目標ち：

令和６年度80回　令和７年度80回　令和８年度80回　令和11年度80回

【基準ち】令和4年度　79回

指標設定理由：基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）による地域における相談支援体制強化の進捗状況を測るための指標として設定

指標：共同生活援助（グループホーム）の月ごとの利用しゃすう

目標ち：令和６年度1609人　令和７年度1756人　令和８年度1915人　令和11年度2487人

【基準ち】令和4年度　1352人

指標設定理由：住まいの場の確保の進捗状況を測るための指標として設定

指標：短期入所事業所（医療がた）月ごとを利用しゃすう

目標ち：令和６年度34人　令和７年度37人　令和８年度40人　令和11年度52人

【基準ち】令和4年度　28人

指標設定理由：短期入所事業所における受け入れ促進に向けた取り組みの進捗状況を測るための指標として設定

指標：視覚障害しゃ支援センターにおけるＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器等利用に関する相談しゃすう

目標ち：令和６年度318人　令和７年度332人　令和８年度345人　令和11年度345人

【基準ち】令和4年度　276人

指標設定理由：視覚障害のあるかたえのＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器等利用支援の進捗状況を測るための指標として設定

基本方針４　自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

　せ策こうもく

まる1　一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

企業に対する障害しゃ雇用についての啓発や職場環境調整えの支援、連絡会議を基盤とした取り組みや就労支援ネットワークの強化、事業所の工賃向上えの支援等を通して、障害のあるかたが働きがいのある就労を安定して続けるための支援体制の充実を図ります。

まる2　日中活動

障害のあるかたの生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくるとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

まる3　スポーツ・レクリエーション・文化芸術

パラスポーツ教室の開催やパラアスリートの発掘など、パラスポーツえの参加機会の拡大により理解を促進するとともに、社会参加促進等を図るためのレクリエーションや、国際交流や音楽、展覧会などの多様な文化芸術文化活動えの参加機会を拡充します。

まる4　とうじしゃ活動

自ら支えあうセルフヘルプ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）グループや同じ障害のあるかたの相談に応じるピアカウンセリング（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援することで障害のあるかたの自主的な活動を促進するとともに、障害のあるかたのボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

まる5　移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成することや、しんたい障害、知的障害等により外出が困難なかたに対し外出支援をおこなうことで、障害のあるかたの社会参加を促進します。

まる6　意思疎通支援

手話通やく相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等の各種奉仕員等の養成講座や派遣をおこなうことなどを通して、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

　重点とりくみ

企業等に対する更なる障害しゃ雇用えの理解促進及び環境調整の支援

障害しゃ雇用率（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の引き上げや短時間雇用の拡大等により、今後も更にサポートが必要となる企業えの啓発・相談支援や、障害しゃ雇用促進セミナーやふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）販売会等において、企業や事業所での多様な就労の場の周知をおこなっていくこと等を通して、障害のあるかたの就労えの理解醸成を図ります。

就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害しゃ就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化

就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通して各事業所の課題を共有、分析しながら、関係機関や企業等と連携した支援ネットワークの構築や、研修会の開催等を通した支援スキルの向上により、障害のあるかたえのサービスの充実を図ります。

ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の充実

ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）フェアや市内の商業施設での販売会等を通して、事業所のふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売機会を確保するとともに、ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売りょく強化のための取り組みをおこなうなど、利用しゃの工賃向上を図ります。

文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進

市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のあるかたがスポーツに参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します。

　成果指標

指標：障害のあるかた・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みえの評価度

目標ち：令和11年度　基準ち比増

【基準ち】年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（せさく評価度2.55）（令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年くがつ）より）

指標設定理由：障害のあるかたの希望に応じた社会参加や就労の推進の進捗状況を測るための指標として設定

指標：障害しゃ雇用促進セミナーの開催回数

目標ち：令和６年度4回　令和７年度4回　令和８年度4回　令和11年度4回

【基準ち】令和4年度 3回

指標設定理由：企業えの障害しゃ雇用に関する啓発や、企業や関係機関えの雇用・支援事例の周知等の進捗状況を測るための指標として設定

指標：就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数

目標ち：令和６年度4回　令和７年度4回　令和８年度4回 令和11年度4回

【基準ち】令和4年度 2回

指標設定理由：就労移行支援事業所等連絡会議を基盤とした、就労移行支援・就労定着支援事業所の機能向上や、関係機関とのネットワーク強化の進捗状況を測るための指標として設定

指標：ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数

目標ち：令和６年度20回　令和７年度20回　令和８年度20回　令和11年度20回

【基準ち】令和4年度 14回

指標設定理由：ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売機会の確保の進捗状況を測るための指標として設定

指標：障害のあるかたの鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取り組みの回数

目標ち：令和６年度4回　令和７年度4回　令和８年度4回　令和11年度4回

【基準ち】令和4年度　3回

指標設定理由：障害の有無等に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりの進捗状況を測るための指標として設定

指標：パラスポーツ教室開催回数

目標ち：令和６年度6回　令和７年度6回　令和８年度6回　令和11年度6回

【基準ち】令和4年度　6回

指標設定理由：障害のあるかたがパラスポーツに参画しやすい環境づくりを通じた社会参加促進の取り組みの進捗状況を測るための指標として設定

基本方針5　安心して暮らせる生活環境の整備

　せ策こうもく

まる1　バリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・ユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例に基づく建物等のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化の推進や、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づくバスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

まる2　サービス提供体制の基盤整備

障害しゃ総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備、事業所えの指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善等を進めます。また、障害のあるかたが、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービス（資料編４「用語の解説」に説明を記載）についても、円滑に実施できるように取り組みます。

まる3　防災・減災等

個別避難計画（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の作成や災害じ要援護しゃ情報登録制度の推進、福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の整備、事業所の業務継続計画（ＢＣＰ）策定の普及・啓発等を通じて、災害じに障害のあるかたを支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支えあいを促します。

まる4　事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害しゃケアマネジメント（資料編４「用語の解説」に説明を記載）従事しゃ養成研修を通じて、事業所における障害福祉を担う人材の育成を側面から支援します。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係るせ策を展開します。

　重点とりくみ

（仮称）青葉障害しゃ福祉センターの整備

障害のあるかたの地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害しゃ福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。

重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等のより手厚い支援が必要な障害のあるかたの日中活動の場である生活介護事業所の整備

生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業したより手厚い支援が必要な障害のあるかたなどに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保します。

人工呼吸き装着じしゃをはじめとする特別な備えが必要な障害のあるかたの災害じ個別計画作成の推進

災害じに一人ひとりえの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸き装着じしゃ等を対象に、災害じ個別計画の作成を推進し、日頃からの支援体制を構築します。

障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援

障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業しゃを対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施します。

障害福祉事業関連事務の効率化

障害福祉関連事務において、定型業務を外部委託で処理する障害福祉事務センターの設置等により、各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図る。

　成果指標

指標：障害のあるかたにとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みえの評価度

目標ち：令和11年度　基準ち比増

【基準ち】一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである（せさく評価度2.66）（令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より）

指標設定理由：障害のあるかたが暮らしやすいまちづくりの推進の状況を測るための指標として設定

指標：（仮称）青葉障害しゃ福祉センターの整備の進捗状況

目標ち：令和６年度実施設計　令和７年度建設工事　令和８年度建設工事　令和11年度運営

【基準ち】令和4年度 基本設計の着手

指標設定理由：施設整備の進捗状況を測るための指標として設定

指標：生活介護事業所の定員数

目標ち：令和６年度1401人　令和７年度1464人　令和８年度1527人　令和11年度1716人

【基準ち】令和5年度当初　1338人

指標設定理由：日中活動の場である生活介護事業所整備の進捗状況を測るための指標として設定

指標：災害じ個別計画の新規作成件数

目標ち：令和６年度20件　令和７年度20件　令和８年度20件　令和11年度20件

【基準ち】令和4年度 16件

指標設定理由：災害じに一人ひとりえの支援を効果的に実施する体制整備の進捗状況を測るための指標として設定

指標：事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数

目標ち：令和６年度2回　令和７年度2回　令和８年度2回 令和11年度2回

【基準ち】令和4年度 1回

指標設定理由：事業所の採用活動や人材定着支援の進捗状況を測るための指標として設定

指標：障害福祉事務センターの運営

目標ち：令和６年度設置　令和７年度運営　令和８年度運営　令和11年度運営

【基準ち】令和4年度 業務効率化に向けた業務分析の着手

指標設定理由：各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を通した適正な事務執行と市民サービスの向上の進捗状況を測るための指標として設定

第４章　第7期障害福祉計画・第3期障害じ福祉計画

１　成果目標

障害のあるかた等の自立支援の観点から、地域生活えの移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害じ通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害じ通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、仙台市の第６期障害福祉計画及び第２期障害じ福祉計画中の実績や仙台市のせ策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

成果目標一覧

1　福祉施設の入所しゃの地域生活えの移行

かっこ1施設入所しゃの地域生活えの移行しゃすう

かっこ2施設入所しゃすう

2　地域生活支援の充実

かっこ1地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急じの連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

かっこ2強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を有する障害しゃに関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

3　福祉施設の利用しゃにおける一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行等

かっこ1福祉施設の利用しゃにおける一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行しゃすう（生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の合計）

かっこ2福祉施設の利用しゃにおける一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行しゃすう（就労移行支援）

かっこ3就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了しゃに占める一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）え移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】

かっこ4福祉施設の利用しゃにおける一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行しゃすう（就労継続支援Ａ型）

かっこ5福祉施設の利用しゃにおける一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行しゃすう（就労継続支援Ｂ型）

かっこ6就労定着支援事業の利用しゃすう

かっこ7就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体 制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

4　障害じ支援の提供体制の整備等

かっこ1障害じの地域支援体制の構築【新設】

かっこ2障害じの地域社会えの参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】

かっこ3重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対する支援

かっこ4医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

かっこ5障害じ入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境え移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

5　相談支援体制の充実・強化等

6　障害福祉サービス等の質の向上

かっこ1障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

かっこ2障害しゃ自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

かっこ3運営指導等・集団指導

1　福祉施設の入所しゃの地域生活えの移行

かっこ1施設入所しゃの地域生活えの移行しゃすう

令和8年度末までに、令和4年度末じ点の全施設入所しゃすうの524人のうち、6％（32人）以上の地域生活えの移行を目指す。

こうもく：施設入所しゃの地域生活えの移行しゃすう

前期実績　令和３年度6人　令和４年度2人　令和５年度見込み6人

今期目標　令和６年度10人　令和７年度11人　令和８年度11人

▶ 国の基本指針では、令和4年度末じ点の施設入所しゃすうの6％以上が地域生活え移行することとしています。

▶ 仙台市においても障害のあるかたの地域生活えの移行を目指し、仙台市の目標として令和4年度実績の施設入所しゃすうの6％（32人）を目標人数として設定します。

かっこ2施設入所しゃすう

令和8年度末じ点の施設入所しゃすうについて、令和4年度実績（524人）と同水準を目指す。

こうもく：施設入所者数

前期実績　令和３年度531人　令和４年度524人　令和５年度見込み524人

今期目標　令和６年度524人　令和７年度524人　令和８年度524人

▶ 国の基本指針では、令和4年度末じ点の施設入所者数の5％以上を削減することとしており、仙台市においても施設入所者の地域生活えの移行を進めます。

▶ 一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要なかたもいることから、仙台市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を設定します。

2　地域生活支援の充実

かっこ1地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急じの連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急じの連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上おこなう。

こうもく：基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等とのケース検討回数

前期実績　令和３年度6回　令和４年度17回　令和５年度見込み17回

今期目標　令和６年度17回　令和７年度17回　令和８年度17回

こうもく：実践報告会の開催回数（緊急じの連携体制や予防的な支援が広く展開されるため、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象に地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）における支援の実践の報告・共有をおこなうもの。）

前期実績　令和３年度1回　令和４年度1回　令和５年度見込み1回

今期目標　令和６年度1回　令和７年度1回　令和８年度1回

こうもく：運用状況の検証・検討回数

前期実績　令和３年度1回　令和４年度1回　令和５年度見込み1回

今期目標　令和６年度1回　令和７年度1回　令和８年度1回

▶　国の基本指針では、令和８年度までの間、地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を整備するとともに、コーディネーター等の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急じの連絡体制の構築を進め、年１回以上運用状況を検証・検討することを基本とされています。

▶　仙台市では、地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、コーディネーター等については設置・配置済みであることから、ネットワークの強化等を目指します。

かっこ2強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援がおこなわれるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対応できる機関として設置済みの「仙台市第二自閉症じしゃ相談センター(なないろ)」とアーチルの協働により、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。

こうもく：人材育成研修開催回数(※1第二自閉症じ者相談センター（なないろ）による事業所訪問(アウトリーチ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）)支援、行動障害研修の実施等。令和４年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援をおこなったため、一時的に実績が増加。令和５年度は経常の年６回の実施を予定している。)

前期実績　令和３年度3回（29名）　令和４年度18回（159名）　令和５年度見込み6回（90名）

今期目標　令和６年度6回（90名）　令和７年度6回（90名）　令和８年度6回（90名）

こうもく：施設コンサルテーション実施回数(※2地域の日中活動の場(保育所、学校、通所施設等)えの講師(専門職スーパーヴァイズ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）)の派遣等)

前期実績　令和３年度33回　令和４年度31回　令和５年度見込み33回

今期目標　令和６年度33回　令和７年度33回　令和８年度33回

こうもく：支援体制整備えのスーパーヴァイズ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）実施回数(※3アーチル所内事業や研修等えの講師(専門職スーパーヴァイズ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）)の派遣)

前期実績　令和３年度1回　令和４年度1回　令和５年度見込み1回

今期目標　令和６年度1回　令和７年度1回　令和８年度1回

▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。

▶ 仙台市では、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対応できる機関を設置し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとともに、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指します。

3　福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行等

かっこ1福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数

　（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援えーがた・B型の合計）

　　令和8年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援えーがた・B型）を通じた一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数を令和3年度実績である327人の1.28 倍以上（426人）とすることを目指す。

こうもく：一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数

前期実績　令和３年度327人　令和４年度344人　令和５年度見込み361人

今期目標　令和６年度382人　令和７年度403人　令和８年度426人

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援えーがた・B型の内数は3かっこ2、かっこ4、かっこ5となります。

かっこ2福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数（就労移行支援）

　　令和8年度末時点において、一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数を令和3年度実績である284人の1.31倍（373人）以上とすることを目指す。

こうもく：一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数

前期実績　令和３年度284人　令和４年度315人　令和５年度見込み329人

今期目標　令和６年度343人　令和７年度357人　令和８年度373人

▶ 国の基本指針の通り。

かっこ3就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）え移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】

令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）え移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを目指す。

こうもく：一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）え移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

前期実績　令和３年度55.6％　令和４年度55.6％　令和５年度見込み58.3％

今期目標　令和６年度60.0％　令和７年度60.0％　令和８年度60.0％

▶ 前期実績を踏まえ、国の基本指針である事業所全体の５割以上を超える目標を設定します。

かっこ4福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数（就労継続支援えーがた）

令和8年度末時点において、一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数を令和3年度実績である28人の1.29倍（37人）以上とすることを目指す。

こうもく：一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数

前期実績　令和３年度28人　令和４年度17人　令和５年度見込み22人

今期目標　令和６年度27人　令和７年度32人　令和８年度37人

▶ 国の基本指針の通り。

かっこ5福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数（就労継続支援B型）

令和8年度末時点において、一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数を令和3年度実績である12人の1.28倍（16人）以上とすることを目指す。

こうもく：一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行者数

前期実績　令和３年度12人　令和４年度9人　令和５年度見込み10人

今期目標　令和６年度12人　令和７年度14人　令和８年度16人

▶ 国の基本指針の通り。

かっこ6就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績である210人の1.41倍（297人）以上とすることを目指す。

こうもく：就労定着支援事業の利用者数

前期実績　令和３年度210人　令和４年度252人　令和５年度見込み262人

今期目標　令和６年度273人　令和７年度285人　令和８年度297人

▶ 国の基本指針の通り。

かっこ7就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

令和8年度末時点において、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを目指す。

こうもく：就労定着支援事業における就労定着率7割以上の事業所の割合

前期実績　令和３年度4.8％　令和４年度8.7％　令和５年度見込み11.1％

今期目標　令和６年度15.0％　令和７年度20.0％　令和８年度25.0％

こうもく：協議会（就労支援部会）等の設置

前期実績　令和３年度実績なし　令和４年度実績なし　令和5年度検討

今期目標　令和６年度検討　令和７年度設置　令和８年度運営

▶ 国の基本指針の通り。

4　障害じ支援の提供体制の整備等

かっこ1障害じの地域支援体制の構築【新設】

児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指す。

こうもく：児童発達支援センターによる相談支援回数

前期実績　令和３年度1537回　令和４年度2272回　令和５年度見込み2400回

今期目標　令和６年度2500回　令和７年度2750回　令和８年度3000回

こうもく：児童発達支援センターによる施設訪問支援回数

前期実績　令和３年度701回　令和４年度1435回　令和５年度見込み1500回

今期目標　令和６年度1600回　令和７年度1800回　令和８年度2000回

▶　国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとしています。

▶ 仙台市ではすでに設置済み（11箇所）であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害じ通所支援事業所等と連携し、地域における支援力向上を目指します。

かっこ2障害じの地域社会えの参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】

令和8年度末までに障害じの地域社会えの参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指す。

表

こうもく：児童発達支援センターによる相談支援回数（再掲）

前期実績　令和３年度1537回　令和４年度2272回　令和５年度見込み2400回

今期目標　令和６年度2500回　令和７年度2750回　令和８年度3000回

こうもく：児童発達支援センターによる施設訪問支援回数（再掲）

前期実績　令和３年度701回　令和４年度1435回　令和５年度見込み1500回

今期目標　令和６年度1600回　令和７年度1800回　令和８年度2000回

こうもく：保育所等訪問支援事業所による支援回数

前期実績　令和３年度1回　令和４年度170回　令和５年度見込み336回

今期目標　令和６年度432回　令和７年度480回　令和８年度528回

▶ 国の基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害じ通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害じの地域社会えの参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしています。

▶ 仙台市では、障害じの地域社会えの参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けて、アーチルや児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害じ及び家族の支援に関する専門的支援や助言をおこないます。

かっこ3重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対する支援

令和8年度末までに、主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に31箇所以上確保することを目指す。

こうもく：主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

前期実績　令和３年度12箇所　令和４年度14箇所　令和５年度見込み16箇所

今期目標　令和６年度19箇所　令和７年度25箇所　令和８年度31箇所

▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指すこととしています。

▶ 仙台市では、すでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

かっこ4医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に関するコーディネーター登録者数を、令和4年度末実績の18人から22人に増加させることを目指す。

こうもく：コーディネーター登録者数

前期実績　令和３年度16人　令和４年度18人　令和５年度見込み19人

今期目標　令和６年度20人　令和７年度21人　令和８年度22人

▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。

▶ 仙台市では、協議の場及びコーディネーターはすでに設置・配置済みであるため、コーディネーターの増員目標を設定します。

かっこ5障害じ入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境え移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

障害じ入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和6年度末までに移行調整の協議の場の設置を目指す。

こうもく：移行調整の協議の場の設置

前期実績　令和３年度実績なし　令和４年度実績なし　令和5年度試行的に設置

今期目標　令和６年度設置　令和７年度運営　令和８年度運営

▶ 国の基本指針どおり。

▶ 障害じ入所施設に入所する児童の成人になる際の意思決定を支援しその選択を尊重するために、各関係者が移行調整の場において協議をおこない、障害じ入所施設から成人期における障害福祉サービス等えの円滑な移行を進めます。

5　相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）による地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

こうもく：合同事例検討会開催回数（※1支援者の能力向上を目的に、基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、相談支援事業所、地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、発達障害地域支援マネジャー等が合同で事例検討をおこなうもの）

前期実績　令和３年度5回　令和４年度5回　令和５年度見込み5回

今期目標　令和６年度5回　令和７年度5回　令和８年度5回

こうもく：地域の相談機関との連携強化のとりくみ件数（※2区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点運営会議参加回数を計上）

前期実績　令和３年度48回　令和４年度79回　令和５年度見込み68回

今期目標　令和６年度80回　令和７年度80回　令和８年度80回

こうもく：協議会における個別事例の検討実施回数（※３　区自立支援協議会、ひきこもり支援連絡協議会において行う個別事例の検討実施回数を計上）

前期実績　令和３年度8回　令和４年度25回　令和５年度見込み25回

今期目標　令和６年度25回　令和７年度25回　令和８年度25回

▶国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のための取り組みとして、基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の設置、地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を確保することを基本とすることとしています。

▶仙台市では、基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）わ設置済みであるため、地域の相談支援体制の強化や地域サービスの基盤の開発・改善を目指します。

6　障害福祉サービス等の質の向上

かっこ1障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末までに、みやぎ県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

こうもく：研修えの仙台市職員の参加・聴講者数

前期実績　令和３年度6人　令和４年度35人　令和５年度見込み35人

今期目標　令和６年度36人　令和７年度36人　令和８年度36人

▶ 国の基本指針の通り。

▶ みやぎ県が実施する障害福祉サービス等に係る研修えの仙台市職員の参加・聴講者数を目標とします。

かっこ2障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有をおこない、支援の質の向上を目指す。

こうもく：障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数

前期実績　令和３年度実績なし　令和４年度実績なし　令和５年度見込み1回

今期目標　令和６年度1回　令和７年度1回　令和８年度1回

▶ 国の基本指針の通り。

▶ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析をおこない、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

かっこ3運営指導等・集団指導

こうもく：運営指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。

こうもく：運営指導等の回数

前期実績　令和３年度63回　令和４年度75回　令和５年度見込み120回

今期目標　令和６年度120回　令和７年度125回　令和８年度130回

こうもく：集団指導えの事業所参加率

前期実績　令和３年度64.0％　令和４年度65.5％　令和５年度見込み75.0％

今期目標　令和６年度75.0％以上　令和７年度75.0％以上　令和８年度75.0％以上

▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。

▶ 運営指導等及び集団指導を通して、事業者えの指導の充実を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

２　活動指標に係る見こみ量の推計の考えかた

成果目標の達成のためにわ、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、仙台市が今後力を入れていくせ策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見こみ量等を算出します。

３　見こみ量確保のための方策等

かっこ1障害福祉サービス

　訪問系サービスについては、居宅介護などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう提供体制の整備に努めます。

　また、日中活動系サービスについては、生活介護、就労支援、短期入所などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）など、より手厚い支援を必要とする障害のあるかたえの提供体制の整備に努めます。

　さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知をおこなうとともに、制度えの理解を深めてもらうことで、新規事業所の開設を促します。

かっこ2相談支援

　計画相談支援については、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の数は増加していますが、障害福祉サービス受給者数の増加率は、それを上回っています。サービス等利用計画を必要とするかたが支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していくほか、計画相談支援をより利用しやすい環境を整備するために、実態の把握を進めます。

　また、精神障害のあるかたを対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、令和４年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の一部改正などにより、精神障害のあるかたの権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害のあるかたの希望やニーズに応じた支援体制の整備が求められています。仙台市では精神保健福祉審議会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築に向けた検討の場として、地域移行・定着の事業促進に向けた検討を進めます。

かっこ3障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育て教育・医療・保健・福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通して切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点とし、児童発達支援事業所や関係機関等と連携し、相談支援や療育の提供をおこないます。

また、放課後等デイサービスについては、必要な見こみ量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけをおこないます。特に、重症心身障害等のより手厚い支援が必要な児童の受け入れが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受け入れ体制の拡充を進めます。

かっこ4発達障害のあるかた等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内11箇所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、仙台市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

かっこ5精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築

　平成30年度に精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉の関係者による協議の場として位置づけ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）」の構築に向けた検討を開始しました。

　当審議会では、２つの大テーマのうち、「地域における支援体制のありかた」について、令和５年くがつに最終報告としてとりまとめました。もう１つの大テーマである「精神障害者の地域移行の推進」については、今後、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

かっこ6相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）において、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースえの確実な介入と継続的な支援を確保するために、主に相談支援事業所に対する支援者支援、人材育成、ネットワーク形成に取り組みます。

また、基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の将来的な委託化を見据え、各般の取り組みを通して、目的の達成に求められる機能や運用の在りかたについて整理を進めます。

かっこ7障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

みやぎ県が実施する研修を活用し、仙台市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、運営指導等や集団指導を通して事業者えの指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析をおこない、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

かっこ8地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のあるかたが生きがいをもって自立した地域生活を送るためにわ、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取り組みを進めます。

かっこ9地域生活支援促進事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件えの対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症じしゃ相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所えの支援をおこなうとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイル（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を作成すること等を通し、発達障害のあるかたや発達に不安を抱えるかたえの支援の拡充を図ります。

４　見こみ量

かっこ1障害福祉サービス

まる1訪問系

居宅介護

単位　月あたりの時間

前期実績　令和3年度　45542　令和4年度　46009

今期見こみ量　令和6年度　48610　令和7年度 49964　令和8年度 51357

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1599　令和4年度　 1608

今期見こみ量　令和6年度　1692　令和7年度 1736　令和8年度 1781

重度訪問介護

単位　月あたりの時間

前期実績　令和3年度　21692　令和4年度　 22273

今期見こみ量　令和6年度　26291　令和7年度 　28565　令和8年度 31035

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　61　令和4年度　 56

今期見こみ量　令和6年度　62　令和7年度 65　令和8年度 68

同行援護

単位　月あたりの時間

前期実績　令和3年度　3091　令和4年度　 3555

今期見こみ量　令和6年度　3919　令和7年度 4115　令和8年度 4321

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　214　令和4年度　222

今期見こみ量　令和6年度　223　令和7年度 223　令和8年度 223

行動援護

単位　月あたりの時間

前期実績　令和3年度　252　令和4年度　169

今期見こみ量　令和6年度　173　令和7年度 175　令和8年度 177

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　10　令和4年度　11

今期見こみ量　令和6年度　12　令和7年度 13　令和8年度 13

重度障害者等包括支援

単位　月あたりの時間

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 0

今期見こみ量　令和6年度　0　令和7年度 0　令和8年度 0

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 0

今期見こみ量　令和6年度　0　令和7年度 0　令和8年度 0

まる2日中活動系

生活介護

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　37342　令和4年度　38252

今期見こみ量　令和6年度　41000　令和7年度 41400　令和8年度 41800

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1896　令和4年度 1897

今期見こみ量　令和6年度　2050　令和7年度 2070　令和8年度 2090

自立訓練（機能訓練）

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　315　令和4年度 262

今期見こみ量　令和6年度　262 令和7年度　262　令和8年度 262

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　28　令和4年度 30

今期見こみ量　令和6年度　30　令和7年度 30　令和8年度 30

就労選択支援【新設】

単位　月あたりの利用者数

前期実績　なし

今期見こみ量　令和6年度　なし　　令和7年度39　令和8年度　117

自立訓練（生活訓練）

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　2976　令和4年度 3086

今期見こみ量　令和6年度　3070　令和7年度 3070　令和8年度 3070

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　159　令和4年度 166

今期見こみ量　令和6年度　176　令和7年度 176　令和8年度 176

就労移行支援

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　7394　令和4年度 7494

今期見こみ量　令和6年度　7571　令和7年度 7622　令和8年度 7673

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　439　令和4年度 442

今期見こみ量　令和6年度　448　令和7年度 451　令和8年度 454

就労継続支援えーがた

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　9823　令和4年度 11754

今期見こみ量　令和6年度　13680　令和7年度 14763　令和8年度 15846

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　497　令和4年度 606

今期見こみ量　令和6年度　720　令和7年度 777　令和8年度　834

就労継続支援Ｂ型

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　44060　令和4年度 49821

今期見こみ量　令和6年度　55641　令和7年度 58990　令和8年度 62339

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　2651　令和4年度 2879

今期見こみ量　令和6年度　3273　令和7年度 3470　令和8年度 3667

就労定着支援　単位　 月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　210　令和4年度 252

今期見こみ量　令和6年度　273　令和7年度 285　令和8年度 297

療養介護　単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　130　令和4年度 127

今期見こみ量　令和6年度　137　令和7年度 142　令和8年度 147

短期入所（福祉がた、医療がた）

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　2112　令和4年度　2682

今期見こみ量　令和6年度　3129　令和7年度 3380　令和8年度　3651

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　377　令和4年度 488

今期見こみ量　令和6年度　571　令和7年度　617　令和8年度 667

まる3居住系

自立生活援助 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　7　令和4年度 4

今期見こみ量　令和6年度　7　令和7年度 8　令和8年度 9

共同生活援助 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1236　令和4年度 1352

今期見こみ量　令和6年度　1609　令和7年度 1756　　令和8年度 1915

施設入所支援 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　531　令和4年度 524

今期見こみ量　令和6年度　524　令和7年度 524　令和8年度 524

地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等

単位　設置かしょすう

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 1

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 1

単位　コーディネーターの配置人数

前期実績　令和3年度　2　令和4年度 3

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

単位　年あたりの検証・検討の実施回数

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 1

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 1

かっこ2相談支援

計画相談支援 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1436 　令和4年度 1506

今期見こみ量　令和6年度　1671　令和7年度 1854　令和8年度 2057

地域移行支援 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1.8　令和4年度 1.8

今期見こみ量　令和6年度　3.0　令和7年度 4.0　令和8年度 5.0

地域定着支援 単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　6.5　令和4年度 9.4

今期見こみ量　令和6年度　13.0　令和7年度 18.0　令和8年度 25.0

かっこ3障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　6057　令和4年度 6603

今期見こみ量　令和6年度　7874　令和7年度 8583　令和8年度 9355

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　766　令和4年度 865

今期見こみ量　令和6年度　1085　令和7年度 1215　令和8年度 1361

放課後等デイサービス

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　28562　令和4年度　33677

今期見こみ量　令和6年度　38318　令和7年度 42150　令和8年度 46365

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　2141　令和4年度　2436

今期見こみ量　令和6年度　2948　令和7年度 3242　令和8年度 3567

保育所等訪問支援

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 21

今期見こみ量　令和6年度　36　令和7年度 40　令和8年度 44

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 13

今期見こみ量　令和6年度　18　令和7年度 20　令和8年度 22

居宅訪問型児童発達支援

単位　人にちぶん/月

前期実績　令和3年度　17　令和4年度 49

今期見こみ量　令和6年度　56　令和7年度 56　令和8年度 56

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　4　令和4年度 7

今期見こみ量　令和6年度　7　令和7年度 7　令和8年度 7

福祉がた障害じ入所施設・医療がた障害じ入所施設

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　51　令和4年度 54

今期見こみ量　令和6年度　56　令和7年度 56　令和8年度 56

障害じ相談支援

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　244　令和4年度 266

今期見こみ量　令和6年度　300　令和7年度 339　令和8年度 383

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

単位　年あたりの人数

前期実績　令和3年度　16　令和4年度 18

今期見こみ量　令和6年度　20　令和7年度 21　令和8年度 22

特別支援保育事業

単位　年あたりの人数

前期実績　令和3年度　569　令和4年度 596

今期見こみ量　令和6年度　686　令和7年度 686　令和8年度 686

居宅訪問がた保育事業【新設】

単位　年あたりの人数

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 0

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

放課後児童健全育成事業

単位　年あたりの人数

前期実績　令和3年度　365　令和4年度 382

今期見こみ量　令和6年度　375　令和7年度 375　令和8年度 373

かっこ4発達障害のあるかたに対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催

単位　回

前期実績　令和3年度　3　令和4年度　4

今期見こみ量　令和6年度　4　令和7年度　4　令和8年度　4

発達障害者支援センターによる相談支援

単位　件

前期実績　令和3年度　8600　令和4年度 9163

今期見こみ量　令和6年度　9100　令和7年度 9100　令和8年度　9100

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関えの助言

単位　件

前期実績　令和3年度　2633　令和4年度 2998

今期見こみ量　令和6年度　3100　令和7年度 3300　令和8年度 3500

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民えの研修、啓発

単位　件

前期実績　令和3年度　6　令和4年度 21

今期見こみ量　令和6年度　12　令和7年度 12　令和8年度 12

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者)

受講者数　単位　にん

前期実績　令和3年度　233　令和4年度 248

今期見こみ量　令和6年度　290　令和7年度 290　令和8年度 300

実施者数　単位　にん

前期実績　令和3年度　13　令和4年度 13

今期見こみ量　令和6年度　15　令和7年度 15　令和8年度 15

ペアレントメンターの人数

単位　にん

前期実績　令和3年度　33　令和4年度 33

今期見こみ量　令和6年度　34　令和7年度 35　令和8年度 36

ピアサポートの活動えの参加人数　単位　にん

前期実績　令和3年度　390　令和4年度 363

今期見こみ量　令和6年度　410　令和7年度 410　令和8年度 410

かっこ5精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位　年あたりの回数

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 1

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 1

保健、医療及び福祉関係者による協議の場えの関係者の参加者数

単位　年あたりの人数

前期実績　令和3年度　18　令和4年度 15

今期見こみ量　令和6年度　19　令和7年度 19　令和8年度 19

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位　目標設定の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　 有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

単位　年あたりの評価実施回数

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 1

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 　1

精神障害者の地域移行支援

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1.8　令和4年度 1.3

今期見こみ量　令和6年度　3.0　令和7年度 3.0 令和8年度 4.0

精神障害者の地域定着支援

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　6.5　令和4年度 8.5

今期見こみ量　令和6年度　12.0　令和7年度 17.0　令和8年度 23.0

精神障害者の共同生活援助

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　455　令和4年度 507

今期見こみ量　令和6年度　628　令和7年度 699　令和8年度 778

精神障害者の自立生活援助

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　4　令和4年度 2

今期見こみ量　令和6年度　5　令和7年度 5　令和8年度 6

精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

単位　月あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　142　令和4年度 141

今期見こみ量　令和6年度　142　令和7年度 142　令和8年度 142

かっこ6相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の設置

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）による地域の相談支援体制の強化【新設】

単位　訪問等による指導助言件数

前期実績　令和3年度　289　令和4年度　 197

今期見こみ量　令和6年度　207　令和7年度　 207　令和8年度　 207

単位　人材育成の支援件数

前期実績　令和3年度　392　令和4年度 469

今期見こみ量　令和6年度　347　令和7年度　 347　令和8年度　 347

単位　地域の相談機関との連携強化のとりくみ件数

前期実績　令和3年度　48　令和4年度　 79

今期見こみ量　令和6年度　80　令和7年度　 80　令和8年度　 80

単位　合同事例検討会開催回数

前期実績　令和3年度　5　令和4年度　 5

今期見こみ量　令和6年度　5　令和7年度　 5　令和8年度　 5

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新設】

単位　事例検討実施回数

前期実績　令和3年度　8　令和4年度 25

今期見こみ量　令和6年度　25　令和7年度　25　令和8年度 25

単位　参加事業者・機関数

前期実績　令和3年度　24　令和4年度 63

今期見こみ量　令和6年度　63　令和7年度 63　令和8年度 63

単位　専門部会の設置数

前期実績　令和3年度　2　令和4年度 2

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度　 2

単位　専門部会の実施回数

前期実績　令和3年度　2　令和4年度 3

今期見こみ量　令和6年度　3　令和7年度 3　令和8年度 3

かっこ7障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

単位　にん

前期実績　令和3年度　6　令和4年度 35

今期見こみ量　令和6年度　36　令和7年度 36　令和8年度 36

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

単位　回

前期実績　なし

今期見こみ量　令和6年度　1 令和7年度 1　令和8年度 1

運営指導等の実施

単位　回

前期実績　令和3年度　63　令和4年度 75

今期見こみ量　令和6年度　120　令和7年度 125　令和8年度 130

集団指導の実施 単位　ぱーせんと（事業所参加率）

前期実績　令和3年度　64.0 令和4年度　65.5

今期見こみ量　令和6年度　75.0以上　令和7年度　75.0以上　令和8年度　 75.0以上

かっこ8地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

まる1必須事業

理解促進研修・啓発事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

自発的活動支援事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

相談支援事業

単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　16　令和4年度 　16

今期見こみ量　令和6年度　16　令和7年度 16　令和8年度 16

単位　基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）設置の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　 有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

単位　住宅入居等支援事業実施有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　 有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）利用支援事業

単位　年あたりの制度利用申請件数（障害）

前期実績　令和3年度　28　令和4年度 32

今期見こみ量　令和6年度　39　令和7年度 46　令和8年度　 53

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）法人後見支援事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

意思疎通支援事業

まる1手話通やくしゃ派遣事業

単位　派遣人数

前期実績　令和3年度　1016　令和4年度 968

今期見こみ量　令和6年度　1038　令和7年度 1038　令和8年度 1038

まる2要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ派遣事業

単位　派遣人数

前期実績　令和3年度　78　令和4年度 24

今期見こみ量　令和6年度　53　令和7年度 53　令和8年度 53

まる3手話通やくしゃ設置 単位　設置数

前期実績　令和3年度　7　令和4年度 7

今期見こみ量　令和6年度　7　令和7年度 7　令和8年度 7

日常生活用具等給付事業

まる1介護・訓練支援用具

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　96　令和4年度 120

今期見こみ量　令和6年度　121　令和7年度 122　令和8年度 123

まる2自立生活支援用具

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　203　令和4年度 208

今期見こみ量　令和6年度　210　令和7年度 212　令和8年度 214

まる3在宅療養等支援用具

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　196　令和4年度 199

今期見こみ量　令和6年度　200　令和7年度 202　令和8年度 204

まる4情報・意思疎通支援用具

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　241　令和4年度 278

今期見こみ量　令和6年度　280　令和7年度 282　令和8年度 284

まる5排泄管理支援用具

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　23637　令和4年度 23404

今期見こみ量　令和6年度　23404　令和7年度 23404　令和8年度 23404

まる6居宅生活動作補助用

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　24　令和4年度 25

今期見こみ量　令和6年度　25　令和7年度 25　令和8年度 25

日常生活用具等給付事業合計

単位　年あたりの給付件数

前期実績　令和3年度　24397　令和4年度 24234

今期見こみ量　令和6年度　24240　令和7年度 24247　令和8年度 24254

手話奉仕員養成研修事業

単位　年あたりの養成講習修了者数

前期実績　令和3年度　30　令和4年度 34

今期見こみ量　令和6年度　40　令和7年度 40　令和8年度 40

移動支援事業

単位　年あたりの利用時間数

前期実績　令和3年度　100309　令和4年度 106342

今期見こみ量　令和6年度　109958　令和7年度 113696　令和8年度 117562

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　712　令和4年度 761

今期見こみ量　令和6年度　790　令和7年度 820　令和8年度 851

地域活動支援センター（基礎的事業）

単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　12　令和4年度 13

今期見こみ量　令和6年度　12　令和7年度 12　令和8年度 12

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　373　令和4年度 409

今期見こみ量　令和6年度　404　令和7年度 407　令和8年度 410

地域活動支援センター（機能強化事業）

単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　7　令和4年度 6

今期見こみ量　令和6年度　6　令和7年度 6　令和8年度 6

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　185　令和4年度 162

今期見こみ量　令和6年度　167　令和7年度 167　令和8年度 167

専門性の高い相談支援事業

まる1発達障害者支援センター運営事業

単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　2　令和4年度 2

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　4377　令和4年度 5274

今期見こみ量　令和6年度　5200　令和7年度 5200 令和8年度 5200

まる2障害じ等療育支援事業 単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　5　令和4年度 5

今期見こみ量　令和6年度　5　令和7年度 5　令和8年度 5

専門性の高い意思疎通支援をおこなう者の養成研修事業

まる1手話通やくしゃ

単位　年あたりの養成講習修了者数

前期実績　令和3年度　5　令和4年度 5

今期見こみ量　令和6年度　20　令和7年度 20　令和8年度 20

まる2要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ

単位　年あたりの養成講習修了者数

前期実績　令和3年度　8　令和4年度 6

今期見こみ量　令和6年度　10　令和7年度 10　令和8年度 10

まる3盲ろう（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ向け通やくかいじょ員

単位　年あたりの養成講習修了者数

前期実績　令和3年度　8　令和4年度 8

今期見こみ量　令和6年度　8　令和7年度 8　令和8年度 8

まる4失語症者向け意思疎通支援者

単位　年あたりの養成講習修了者数

前期実績　令和3年度　0　令和4年度 19

今期見こみ量　令和6年度　8　令和7年度 8　令和8年度 8

専門性の高い意思疎通支援をおこなう者の派遣事業

まる1広域派遣（手話通やくしゃ・要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ）

単位　年あたりの派遣人数

前期実績　令和3年度　20　令和4年度 21

今期見こみ量　令和6年度　18　令和7年度 18　令和8年度 18

まる2盲ろう（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ向け通やく・介じょ員

単位　年あたりの派遣人数

前期実績　令和3年度　321　令和4年度 467

今期見こみ量　令和6年度　440　令和7年度 440　令和8年度 440

単位　年あたりの派遣利用時間

前期実績　令和3年度　1185　令和4年度 1715

今期見こみ量　令和6年度　2059　令和7年度 2059　令和8年度 2059

まる3失語症者向け意思疎通支援者

単位　年あたりの派遣人数

前期実績　実績なし

今期見こみ量　令和6年度　50　令和7年度 50　令和8年度 50

単位　年あたりの派遣利用時間

前期実績　実績なし

今期見こみ量　令和6年度　100　令和7年度 100　令和8年度 100

広域的な支援事業

まる1精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア　地域生活支援広域調整会議等事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

イ　地域移行・地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

単位　ピアスタッフ人数

前期実績　令和3年度　2　令和4年度 1

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

まる2発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

単位　年あたりの協議会開催回数

前期実績　令和3年度　3　令和4年度 4

今期見こみ量　令和6年度　4　令和7年度 　4　令和8年度　 4

まる2任意事業

日常生活支援

まる1福祉ホームの運営

単位　実施かしょすう

前期実績　令和3年度　3　令和4年度 3

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　42　令和4年度 46

今期見こみ量　令和6年度　39　令和7年度 40　令和8年度　 41

まる2訪問入浴サービス

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　122　令和4年度 117

今期見こみ量　令和6年度　120　令和7年度 120　令和8年度 120

まる3生活訓練等

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　572　令和4年度 592

今期見こみ量　令和6年度　625　令和7年度 625　令和8年度 625

まる4日中一時支援

単位　年あたりの回数

前期実績　令和3年度　227　令和4年度 312

今期見こみ量　令和6年度　312　令和7年度 312　令和8年度 312

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　9399　令和4年度 11093

今期見こみ量　令和6年度　11093　令和7年度 11093　令和8年度 11093

まる5地域移行のための安心生活支援

単位　地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）設置の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度 有り 令和8年度 有り

まる6医療がた短期入所事業所開設支援

単位　年あたりの事業所数

前期実績　令和3年度　なし　令和4年度 なし

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度　1　令和8年度 1

まる7巡回支援専門員整備

単位　実施児童館数

前期実績　令和3年度　57　令和4年度 49

今期見こみ量　令和6年度　50　令和7年度 50　令和8年度 50

社会参加支援

まる1レクリエーション活動等支援

単位　年あたりの参加者数

前期実績　令和3年度　1043　令和4年度 2507

今期見こみ量　令和6年度　3321　令和7年度 3321　令和8年度 3321

まる2芸術文化活動振興 単位　年あたりの参加者数

前期実績　令和3年度　439 令和4年度 10277

今期見こみ量　令和6年度　13596　令和7年度 13732　令和8年度 13869

まる3点字・声の広報等発行

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　606　令和4年度 624

今期見こみ量　令和6年度　624　令和7年度 624　令和8年度 624

まる4奉仕員養成研修（2種類）

ア てんやく奉仕員 　単位　年あたりの養成研修修了者数

前期実績　令和3年度　9　令和4年度 8

今期見こみ量　令和6年度　10　令和7年度 10　令和8年度 10

イ 朗読奉仕員

単位　年あたりの養成研修修了者数

前期実績　令和3年度　8　令和4年度 10

今期見こみ量　令和6年度　10　令和7年度 10　令和8年度 10

まる5障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業

単位　年あたりの新規相談件数

前期実績　令和3年度　21　令和4年度 18

今期見こみ量　令和6年度　22　令和7年度 22　令和8年度 22

単位　年あたりの研修開催回数

前期実績　令和3年度　3　令和4年度 15

今期見こみ量　令和6年度　20　令和7年度 20　令和8年度 20

かっこ9地域生活支援促進事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

単位　年あたりの累積受講者数

前期実績　令和3年度　128　令和4年度 130

今期見こみ量　令和6年度　150　令和7年度 170　令和8年度 190

発達障害者支援体制整備事業

単位　マネジャー配置数

前期実績　令和3年度　3　令和4年度 4

今期見こみ量　令和6年度　4　令和7年度 4　令和8年度 4

単位　年あたりのマネジャー支援延件数

前期実績　令和3年度　1358　令和4年度 1466

今期見こみ量　令和6年度　1290　令和7年度 1390　令和8年度 1490

単位　年あたりの自閉症センター相談延件数

前期実績　令和3年度　6676　令和4年度 7169

今期見こみ量　令和6年度　9801　令和7年度 9801　令和8年度 9801

単位　年あたりのセミナー等開催回数

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 2

今期見こみ量　令和6年度　2　令和7年度 2　令和8年度 2

単位　年あたりのサポートファイル（資料編４「用語の解説」に説明を記載）作成数

前期実績　令和3年度　330　令和4年度 280

今期見こみ量　令和6年度　355　令和7年度 355　令和8年度 355

単位　年あたりの自立支援事業利用者数

前期実績　令和3年度　5　令和4年度 6

今期見こみ量　令和6年度　10　令和7年度 10　令和8年度 10

障害者虐待防止対策支援事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）普及啓発事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

発達障害じしゃ及び家族等支援事業

単位　年あたりのペアレントトレーニング等受講者数

前期実績　令和3年度　233　令和4年度 248

今期見こみ量　令和6年度　290　令和7年度 290　令和8年度 300

単位　年あたりのペアレントメンター数

前期実績　令和3年度　33　令和4年度 33

今期見こみ量　令和6年度　34　令和7年度 35　令和8年度 36

単位　年あたりのピアサポート参加人数

前期実績　令和3年度　390　令和4年度 363

今期見こみ量　令和6年度　410　令和7年度 410　令和8年度 410

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築推進事業

単位　実施の有無

前期実績　令和3年度　有り　令和4年度　有り

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度　有り　令和8年度　有り

障害者ＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）サポート総合推進事業

単位　年あたりの訓練支援者数

前期実績　令和3年度　27　令和4年度 63

今期見こみ量　令和6年度　70　令和7年度 70　令和8年度 70

単位　年あたりのボランティア養成者数

前期実績　令和3年度　4　令和4年度 4

今期見こみ量　令和6年度　4　令和7年度 4　令和8年度 4

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　1　令和4年度 2

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 1

雇用せさくとの連携による重度障害者等就労支援特別事業【新設】

単位　年あたりの利用者数

前期実績　令和3年度　なし　令和4年度 0

今期見こみ量　令和6年度　1　令和7年度 1　令和8年度 1

入院者訪問支援事業

単位　支援員の育成

前期実績　令和3年度　なし　令和4年度 なし

今期見こみ量　令和6年度　有り　令和7年度 有り　令和8年度 有り

単位　支援員の派遣

前期実績　令和3年度　なし　令和4年度 なし

今期見こみ量　令和6年度　なし　令和7年度 有り　令和8年度 有り

第５章　計画の推進

１　推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画のせ策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者せ策推進協議会により監視等を実施します。

２　各主体の役割

かっこ1行政（仙台市）

　国やみやぎ県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のあるかたが地域で安心して生活できる仕組み作りを推進します。

かっこ2障害者団体・事業所

　団体や事業所かんの連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のあるかたの自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

かっこ3企業

　障害のあるかたの雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のあるかたが住みやすい地域や社会づくりえの取り組みが期待されます。

かっこ4地域

　地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

かっこ5市民

　市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のあるかたもないかたも、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要があります。

３　計画の普及・啓発

　仙台市のホームページえの掲載や各区役所での配布など、仙台市の障害者せ策の考えかたや内容について、広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、平易版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しいかたに対する情報保障（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を充実します。

４　計画の達成状況の点検及び評価

　成果指標、計画関連事業、成果目標及び見こみ量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、まい年度、仙台市障害者せ策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価をおこない、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

また、令和８年度に障害者保健福祉計画の中間評価をおこない、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。

第６章　計画関連事業一覧

※　所管局については、ここからまるまる局が所管、ここまでまるまる局が所管と記載

かっこいち　共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

まるいち　理解促進・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

ここから健康福祉局が所管

障害者差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

障害を理由とする差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の解消を推進するため、普及啓発・交流等の各種事業をおこなうとともに、個別相談えの対応に着実に取り組む。

障害理解サポーター事業

障害のあるかたえの理解や、障害のあるかたの社会参加を推進するため、企業・団体・学校などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する。

合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供支援に係る補助金及びアドバイザー派遣制度

令和5年10月より義務化された「事業者による障害のあるかたえの合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の提供」を支援するため、市内事業者を対象に、イベント等開催じにおける手話通やく・要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ派遣費用の一部を助成するほか、障害のある当事者アドバイザーを派遣する。

パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業

パラスポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、パラスポーツの普及・啓発をおこなう。

市民交流による障害理解・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消に関する普及啓発事業

絵画や音楽などの文化芸術活動や、児童館などを会場とした手話ワークショップ等の開催により、障害のあるかたとないかたの交流の機会を提供するとともに、広く市民に対して、障害を理由とする差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図る。

文化芸術による障害のあるかたとないかたの相互理解促進事業

障害のあるかたとないかたの相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。

芸術活動を通じた障害のあるかたの生きがいづくり

公募展えの助成をするとともに市役所本庁舎の仮がこいをアート展示に活用することで、市民えの障害理解の促進を図る。

障害のあるかたもないかたも楽しめる各種イベントの開催

障害のあるかたの文化芸術活動振興及び市民の障害福祉えの理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。

障害理解のための広報・啓発活動の推進

市政だより等の広報、報道機関えの積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のあるかたの市民理解の促進等を図る。

障害者相談員による支援

障害者福祉に見識のある障害当事者やご家族等を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のあるかたに対する相談支援及び障害理解の促進・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消を推進する環境を整える。

精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発

精神保健福祉ハンドブックの作成や、精神障害のあるかた自身が自らの疾病体験を語る手法（スピーカーズ・ビューロー）により、精神疾患・精神障害に対する市民えの偏見除去等に取り組む。

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等普及啓発

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者等に対する相談支援体制を強化するため、相談に携わる人材の育成をおこなうとともに、市民に対する啓発活動をおこなう。

医療観察制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）対象者えの支援

「しんしん喪失等の状態で重大な他害行為をおこなった者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、医療観察制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）対象者の社会復帰と差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消を推進するため、保健・福祉・医療機関及び保護観察所と連携して同対象者の支援に当たる。

補助けん（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の普及促進

補助けん（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の普及促進を図るため、補助けん（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの理解啓発を目的としたチラシ・ポスターを配布するとともに、補助けん（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を利用する障害のあるかたえの飼料の給付を実施する。

市政出前講座の活用等による各種研修の実施

障害者保健福祉計画、障害のあるかたの福祉サービス等の様々なテーマについて、市民からの要請に応じ講座を実施する。

世界エイズデーに係る人権啓発キャンペーン

12月１日の世界エイズデーにあわせ、人権啓発キャンペーンとして、人権啓発ポスター作成・関係機関えの送付や地元新聞社オンライン版に啓発バナー掲出、駅構内や街頭での啓発イベントやＨＩＶ即日検査会、区役所でのパネル展等を実施する。

仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等

ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援をおこなう。

心のサポーター養成事業

精神疾患に対する正しい知識と理解をもった「心のサポーター」を養成し、地域における市民の見守りや支えあいを広げ、精神疾患の予防や早期発見・早期治療を推進する。

ここまで健康福祉局が所管

ここからまちづくり政策局が所管

ダイバーシティ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）推進

まちの包摂的成長を通じた「世界から選ばれる都市」の実現に向け、国籍や年齢、性別、障害の有無等に関わらず、個性や価値観を尊重し合い、ひとの活躍を促進する機運を醸成するため、イベントの開催など、まち全体でのダイバーシティ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）推進につながる取り組みをおこなう。併せて、今後仙台市が注力していく取り組みの基本的方向性やアクションに関する戦略の策定等をおこなう。

ここまでまちづくり政策局が所管

ここから文化観光局が所管

障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進

「発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ボッチャの体験会を実施するなど、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のあるかたもないかたもスポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを目指す。

ここまで文化観光局が所管

ここから教育局が所管

心のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）推進事業

しょうちゅう学校において、パラスポーツや文化・芸術活動を通じた交流及び障害のある当事者を招聘しての学習や障害体験プログラムにより、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。

ここまで教育局が所管

市民センターにおける各種事業

市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めるとともに、障害のあるかたも学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。

ここから交通局が所管

交通事業に関する心のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化の推進

しょうちゅう学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者えのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員えのバリアフリー教育等を実施する。

ここまで交通局が所管

まるに　虐待防止・成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等

ここから健康福祉局が所管

虐待防止体制の整備

障害者虐待防止法をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援等をおこなうための体制整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。

ここまで健康福祉局が所管

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の利用支援

判断能力が不十分な知的障害・精神障害のあるかたについて、配偶者及び２親等内の親族がいないときなどに、必要に応じてしが成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の申し立てをおこなう。また一定の要件に基づき、申し立てに係るしょ費用等を助成する。

日常生活自立支援（市区権利擁護センター）

仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）や各区権利擁護センターにおいて、障害などにより判断能力が十分でないかたが、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援をおこなうとともに、仙台市成年後見総合センターにおいて、成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）利用についての相談及び裁判所えのもうしたて支援等をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

かっこに　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

まるいち　早期発見・早期支援

ここから健康福祉局が所管

発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり

アーチルで発達障害の診療をおこなっているじょうきんいによる研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築する。

発達評価体制強化事業

発達障害に関する医療相談をはじめ、アーチルの評価体制の強化を図る。

発達相談総合情報提供

発達に関する相談窓口や支援せさくなどの情報を網羅したパンフレットを作成し、総合的な情報提供をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

新生児等えの訪問指導

妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。

乳幼児健康診査

障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査をおこなう。

５歳じのびのび発達相談（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である５歳じとその保護者を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。

先天性代謝異常検査等の実施

検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。

ここまでこども若者局が所管

まるに　保育・療育

ここから健康福祉局が所管

児童発達支援事業による療育支援

児童発達支援センターにおける療育を支援するとともに、民間の児童発達支援事業所との情報連携の取り組みを進める。

児童発達支援センターによる支援の拡充

地域での身近な療育拠点として、児童発達支援センターにおける発達支援・家族支援・地域支援機能を強化する。

子育て・教育・医療・保健・福祉に係る機関とせさくかんの連携の強化

子育て・教育・医療・保健・福祉に係る関係機関の連絡会議等の開催によりネットワークを構築し、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する協働支援の体制づくりを図る。

幼稚園・保育所等えの専門的バックアップ

幼稚園・保育所等（保育園）の支援機能向上を図るため、アーチルの専門職員が幼稚園・保育所等を訪問して相談及び施設支援をおこなう。

聴覚言語療育支援

言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援をおこない言語･聴覚機能の発達を促す。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

特別支援保育の充実

保育を必要とする集団保育が可能な心身に障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童、行動面等で配慮が必要な児童を保育所等へ受け入れ、共に育つことを推進する。

特別（保育）支援コーディネーターの養成

障害のある児童等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援をおこなうにあたり、保育所内において支援の核となる、様々な困難な事例に対応できる基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。

居宅訪問がた保育事業

障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において１対１で保育する。

ここまでこども若者局が所管

まるさん　教育・発達支援

ここから健康福祉局が所管

ライフステージにおける切れ目のない支援の強化

就学・進学・卒業じ等における関係機関間の情報の確実な引継ぎをおこなう仕組みづくりを図り、ライフステージを通した一貫した支援体制を整備する。

幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化

連絡票や個別支援計画等の活用を進め、発達が気になる児童に関する幼稚園・保育所・学校等との情報連携を強化する。

ここまで健康福祉局が所管

ここから教育局が所管

特別支援教育コーディネーターの養成・研修

各学校における特別支援教育を推進し、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係しょ機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため、学校ごとに指名される特別支援教育コーディネーターを対象とした、養成・研修の充実を図る。

発達障害じ等の教育推進

発達障害及びその可能性のある児童生徒えの指導内容・方法等について指導・助言をおこなうため、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣する。

肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援及び自立活動指導支援

つるがや特別支援学校にＯＴ（作業療法士）・ＰＴ（理学療法士）・ＳＴ（言語聴覚士）を配置し、市立幼稚園・学校に派遣することで、各校・園の取り組み等について指導・助言をする。

学校における医療的ケアの推進

市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。

通常の学級えのかいじょ員の配置

通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習や学校生活を補助するかいじょ員の配置をおこなう。

通常の学級えの指導補助員の配置

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活に対する担任等の指導を補助する指導補助員の配置をおこなう。

特別支援学級えの指導支援員の配置

特別支援学級で、担任の指導を補助する指導支援員の配置をおこなう。

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）通学支援モデル事業

鶴谷特別支援学校に在籍する医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対し、通学じに付添いをしている保護者の負担軽減のため通学支援モデル事業を実施する。

ここまで教育局が所管

まるよん　放課後支援

ここから健康福祉局が所管

放課後等デイサービスによる支援

障害のある児童に、放課後や学校休業日の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験の機会をつくり、自立に向けた支援をおこなう。また、主に重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

児童館等における要支援じの受け入れ

障害等により支援を必要とする児童（要支援じ）に適切に対応するため、職員体制の充実、巡回指導の強化等、事業の充実を図り、要支援じに対してより細やかな配慮を行える体制づくりを進める。

児童館等における医療的ケアの推進

放課後児童クラブを利用する医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の児童クラブでの安心安定した生活の支援をするため、必要に応じて看護師を配置するもの。

ここまでこども若者局が所管

まるご　家族支援

ここから健康福祉局が所管

障害のあるかたの家族支援等の推進

障害のあるかたと家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害のあるかたの家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。

発達障害じ緊急対応事業

発達障害によるパニックや行動障害等による問題行動により、緊急的に家庭から本人を保護する必要があり、児童相談所の一時保護所の利用も困難な場合、年間を通して一時保護先のベッドを確保する。

発達障害じの家族支援体制の整備・充実

アーチルや児童発達支援センター等における家族支援事業の実施により、発達障害じを抱える家族えのサポート体制の整備・充実を図る。

重症心身障害・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）者支援体制整備

重症心身障害・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。

児童発達支援センターにおける保護者就労支援モデル事業

児童発達支援センターにおいて、通常の療育時間を延長し児童の療育を実施することで、障害じ（重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等）の保護者の就労支援をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をおこなうために、小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）自立支援員を配置し、相談支援を実施する。また、疾病に対する理解促進のために講演会や交流会などをおこなう。

ここまでこども若者局が所管

かっこさん　地域での安定した生活を支援する体制の充実

まるいち　相談支援

ここから健康福祉局が所管

専門的な相談機関における相談等

各専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぽーと仙台、アーチル）において、障害のあるかたの様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援をおこなう。

相談支援事業の実施

障害のあるかたの自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のあるかたやその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。

地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）整備

在宅で生活する障害のあるかたやその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、緊急じの相談支援や受け入れなどのコーディネートをおこなう。

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）運営

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を運営し、障害のあるかたに対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を強化する。

災害じメンタルヘルス事業

震災によるストレス反応のあるかた、震災前の課題が顕在化したかた、生活環境等の変化等に対して不適応のあるかた等えの相談支援をおこなう。また、被災者支援従事者えのメンタルヘルスケアや自殺予防も視野に入れた研修等をおこなう。

聴覚障害のあるかたの支援

聴覚障害のあるかたの福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員を配置する。

精神保健福祉対策（医師等による区・総合支所での相談等）

心の悩みを抱えるかたや精神障害のあるかたの日常生活・社会参加等について、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が相談をおこなう。また、回復途上にある在宅の精神障害のあるかたを対象に、小グループでレクリエーション活動等をおこない、社会復帰の支援をおこなう。

精神障害者家族支援事業

精神障害のあるかたの家族に対する支援を推進するために、家族スタッフ（ピア相談員）及び精神障害当事者スタッフの確保・育成をおこない、相談支援、休息支援、学習支援等の充実を図る。

障害者相談員による支援【再掲】

障害者福祉に見識のある障害当事者やご家族等を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のあるかたに対する相談支援及び障害理解の促進・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消を推進する環境を整える。

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）医療相談会

患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等をおこなう。

視覚障害者支援センターの運営

視覚障害のあるかたの地域での自立した生活を実現するため、視覚障害者支援センターを運営する。

高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のあるかたえの支援

高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のあるかたが、地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談や交流会等による支援を実施する。

意思の表出に高い困難性を有する障害のあるかたのコミュニケーション支援

意思の表出に高い困難性を有する筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等の障害のあるかたのＱＯＬ向上と尊厳確保を目的に、意思伝達装置等を活用したコミュニケーション確保の支援をおこなう。

ロービジョン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃえの支援

視覚障害者支援の充実を図るために、多職種協働でロービジョン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のかたえの支援をおこなう。

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）サポートセンター運営管理

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者等が住み慣れた地域で安心して療養生活を継続できるよう、相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを担うセンターを運営する。

自閉症じしゃ相談センター運営管理及び拡充

自閉症じしゃに対する地域生活支援システム整備の一貫として、自閉症じしゃ相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、支援の拡充を図る。

入院者訪問支援事業

精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。

生活困窮者自立相談支援事業

就労、生活、その他の自立に関する相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成、各種支援が包括的におこなわれるよう関係機関との連絡調整をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

子どものこころのケア推進事業

子どもと保護者の心の安定を図ることを目的に、専門医による「子どものこころの相談しつ」や、幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を実施する。

ここまでこども若者局が所管

ここから教育局が所管

児童生徒の「心のケア」推進事業

児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修を実施する。さらに、児童生徒の心のケアに関し、医療・心理・福祉の専門家による意見交換を実施し、ちゅう長期的な取り組みを検討するとともに、震災に伴う心のケアを推進する。

ここまで教育局が所管

まるに　生活支援

ここから健康福祉局が所管

障害者せさく推進協議会の運営

障害者せさくの推進に係る事項の調査審議及びせさくの実施状況の監視をおこなうため、障害者せさく推進協議会を運営する。

障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会の運営

障害福祉等の関係機関が、障害のあるかた等えの支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、障害のあるかた等えの支援体制の整備を図る。また、区圏域の課題の集約・検討をおこなう地域の自立支援協議会を運営する。

精神保健福祉審議会の運営

精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のあるかたの福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者えの支援

難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のあるかたの治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ等えの支援

痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ等が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援をおこなう。

医療がた短期入所事業所連携強化

医療がた短期入所事業所間の連携の強化、支援ノウハウ共有のための研修の実施・調整などをおこなうコーディネーターの配置などをみやぎ県・仙台市共同で実施する。

多様な障害特性に応じたリハビリテーションの実施

障害のあるかたが地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）など、専門的支援を必要とする障害のあるかたに対して、ＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションをおこなう。

在宅酸素濃縮器利用者えの支援

在宅酸素療法を実施しているか、じょうじ人工呼吸器を必要とするしんたい障害のあるかた等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。

全身性障害者等指名制介護えの助成

重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適当な介護者がいないかたを対象に、障害のあるかた本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。

障害のあるかたえの配食サービス事業

食事を用意することが困難な在宅のひとりぐらしの障害のあるかたに、最大１日１回、昼食又は夕食を定期的に届ける。

視覚障害のあるかたえの支援

視覚障害のあるかたが地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及びはくじょう歩行訓練等の生活訓練事業を実施する。

内部障害のあるかたえの支援

障害特性により生活のしづらさが生じやすい呼吸器疾患のあるかたが、早期から呼吸リハビリテーションに取り組むことで健康を維持したり生活障害を軽減したりできるように、環境整備や仕組みづくりを進める。また、免疫機能障害者の支援者の育成を実施する。

発達障害のあるかたの自立に向けた支援

行動障害かつ発達障害のあるかたに対して宿泊アセスメントを実施し、行動障害の軽減や二次障害の予防及び深刻化したケースえの対応を目的とした支援をおこなう。

精神障害のあるかたのデイケア事業

生活指導、作業指導等のデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のあるかたの社会参加・社会復帰を促進する。

地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進

障害のあるかた等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援をおこなう。

民生委員児童委員による地域の見守り活動等

障害のあるかた等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

まるさん　居住支援

ここから健康福祉局が所管

重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等に対応したグループホームの整備促進

より手厚い支援を必要するかたに対応する共同生活住居の新設・改修等に対し補助をおこない、親なきあと（資料編４「用語の解説」に説明を記載）も見据えた生活の場の確保を図る。

医療的ケア障害者対応がたグループホーム運営費補助

医療的ケアが必要な重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃが、住み慣れた地域で生活していくことができるよう、グループホームの運営費を補助する。

心身の障害により居宅の工事を必要とするかたの住宅改造費補助

日常生活上の安全を図るための住宅改造にかかる費用の一部を助成する。

障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援

知的障害を伴う自閉症や、重症心身障害等のより手厚い支援を必要とするかたの「住まいの場」の確保を支援する。

ここまで健康福祉局が所管

ここから都市整備局が所管

し営住宅建替事業における重度しんたい障害者世帯向け（車いす）住宅の設置

老朽化したし営住宅の建替事業において、手摺、流し台等の諸設備について、しんたい障害のあるかた等の生活に配慮した設計の重度しんたい障害者世帯向け（車いす）住宅を供給する。

ここまで都市整備局が所管

まるよん　地域移行・地域定着支援

ここから健康福祉局が所管

精神障害のあるかたの地域社会交流促進（精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発）

精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適切な態度の醸成を目指し、精神障害当事者による講演活動（スピーカーズビューロー活動）を中心として精神障害者地域社会交流促進事業を継続的に実施する。

精神障害のあるかたの地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に長期入院しているかたの円滑な地域移行・定着を促進するために、仙台市地域移行支援・定着支援実施指針に基づき、個別支援の充実や精神科病院との連携体制の構築、ピアサポーター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の活用、地域での生活を支える支援策の拡充等に取り組む。

ここまで健康福祉局が所管

まるご　保健・医療・福祉連携

ここから健康福祉局が所管

しんたい障害のあるかたの健康診査

じょうじ車いすを使用するしんたい障害のあるかたの二次障害を予防するため、健康診査を実施する。

障害じしゃ歯科保健医療活動の実施

仙台市福祉プラザ内の休日夜間歯科診療所における障害じしゃの歯科診療事業や在宅歯科診療事業の実施を補助する。また、障害じ通所施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設での歯科健康教育を実施する。

重症心身障害・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ支援体制整備【再掲】

重症心身障害・医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃの現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。

市立病院が所管における精神科救急システムの整備

心の問題や精神疾患のある市民が安心して生活できるよう、市立病院内に単科精神科病院では対応が難しいしんたい疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる体制を整備する。

こころの絆センター（自殺予防情報センター）の運営

自死を考えているかたや自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や各種広報等により、自殺対策の推進を図る。また、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自死予防を強化する。

関係機関・団体等の有機的な連携による自殺予防推進

自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに緊密に連携し合い、一体となって対応する体制づくりを進める。

高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のあるかたえの支援【再掲】

高次脳機能障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）のあるかたが地域で自立した生活を送ることができるように、研修や事例検討会等を通して、支援機関の障害の理解及び支援力の向上、支援ネットワークの構築を図る。

ひきこもり（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ地域支援事業

ひきこもり（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃや家族の状態に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり（資料編４「用語の解説」に説明を記載）地域支援センター、はあとぽーと仙台、アーチル等関係機関の連携による継続的なチーム支援等の取り組み（拠点機能）を推進する。

医療がた短期入所事業所開設支援

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃや重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ等が在宅生活を継続していけるよう短期入所が利用しやすい環境を整備することを目的に、既存の医療機関や介護老人保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設支援をおこなう。

後天性免疫不全症候群（エイズ）患者えの支援

患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の緊密な連携と相談支援体制の構築を図る。

後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する相談及び検査

ＨＩＶ感染症の早期発見のために受検を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、ＨＩＶ感染えの不安があるかたの相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発をおこなう。

障害者健康づくり支援プラン事業

個々に合った健康づくりの実践に向けて、健康度測定（4コース）を実施し、その結果に基づいた支援プランの作成や継続的な健康支援をおこなう。

障害者健康づくり教室

しんたい・知的・精神の障害のべつ無く運動実践の場を提供するとともに、個別相談及び生活に運動を定着させる等の支援を実施する。

障害者健康づくり教室(若年者軽度知的障害者）

健康づくり教室をおこない、特別支援学校在校生等の健康づくりをおこなうとともに、教室終了後も健康づくり活動を継続するための支援をおこなう。

障害者運動サポーター養成研修会

障害のあるかたの健康増進を支援するために必要な運動に関する知識・技術・実践力の習得と、支援者の養成を目的とした研修会を開催する。

障害特性に応じた運動プログラム等の調査・研究・開発

障害特性を考慮した運動プログラムや体力測定法、ツールを開発する。

障害のあるかたの健康づくりに関するネットワーク事業

障害のあるかたの健康づくりを推進するため、障害のあるかたを地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に参加し、情報交換や連携を進める。

障害のあるかたの健康づくりに関する障害者団体出前講座

障害のあるかたの健康づくりを啓発・支援するために、職員を派遣する。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

ヤングケアラー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）支援体制強化

ヤングケアラー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の早期発見・支援につなぐため、関係機関からなる支援体制を構築するとともに、当事者が悩みを共有し、経験を話し合えるオンラインサロンを開催する。

ここまでこども若者局が所管

ここから市立病院が所管

コンサルテーション・リエゾンセンター運営

単科精神科病院では受け入れが難しいしんたい合併症を抱えた精神疾患患者の受け入れシステムの構築と運用をおこない、精神科およびしんたい科両面からの医療の提供を推進する。

ここまで市立病院が所管

まるろく　給付・手当等

ここから健康福祉局が所管

自立支援医療給付

しんたい障害のあるかた、精神障害のあるかた、障害や疾病のある児童に対して、一定の条件に該当した場合、必要な医療に要する費用を給付する。

心身障害者医療費の助成

心身障害のあるかたの負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たすかたについて、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。

指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）医療費助成事業

指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に罹患し、一定の要件を満たす者に対して、必要な医療に要する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。

しんたい障害じしゃ補装具費の支給

補装具の判定・処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適切な補装具を支給する。

高額障害福祉サービス等給付費の給付

障害福祉サービス等に基づく給付の自己負担がくが基準がくを超える場合に当該がくを償還する。また、介護移行した一定の障害福祉サービス受給者に対して、介護保険の自己負担がくを当該給付により償還する。

ここまで健康福祉局が所管

ここからこども若者局が所管

小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に関わる通院介護料

小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の認定を受けている、在宅かつ介護を受けて通院している児童に年２回に分けて介護料を交付する。

小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者えの支援

厚生労働しょう告示により定める慢性疾病にかかっている児童に、保険診療の自己負担分に対する医療費の給付をおこなう。

特別児童扶養手当の支給

障害じについて特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

ここまでこども若者局が所管

ここから環境局が所管

一般廃棄物処理手数料の減免（ストマ装具・紙おむつ等支給者えの家庭ごみ指定袋の配布）

日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されているかたに、減免相当分として家庭ごみ指定ぶくろ（中サイズ）50枚を配布する。

ここまで環境局が所管

かっこよん　自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

まるいち

一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

健康福祉局が所管

障害者就労支援センター運営

障害のあるかたの就労に関する相談、援助、啓発等をおこなうことにより、障害のあるかたの就労を総合的に支援し、雇用促進及び就労定着を図る。

就労支援ネットワークの強化

障害者就労支援センターが中心となり、就労支援に携わる就労移行支援事業所等の事業所や、各関係機関と就労支援に関する連絡会議等を開催する。

障害者就労プロモート

障害者の安定した雇用が実現される環境づくりを目的に、障害者雇用に係る好事例を紹介するセミナーの開催や、障害者就労に関するホームページを開設し、情報を一元的に発信する。

障害のあるかたの職業能力開発の促進

障害のあるかたの職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のあるかたのニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練を推進する。

障害者在宅就労の促進

障害のあるかたの在宅就労に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。

視覚障害者就労支援促進

視覚障害者支援センターにおいて、通勤訓練、ＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）訓練等の就労支援を実施する。

知的障害者チャレンジオフィス

知的障害のあるかたを会計年度にんよう職員として雇用し、一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）え向けた支援をおこなうとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討をおこなう。また、その取り組みの成果を企業に紹介することにより、知的障害のあるかたの雇用促進を図る。

障害者雇用促進貢献企業の表彰

障害のあるかたを積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくっている事業者に対し、市長より感謝状を贈呈するとともに、その取り組みを広く事業者や市民に紹介し、障害者雇用の理解促進・雇用創出を図る。

障害者就労施設等からの物品等調達の推進

障害のあるかたの経済的自立の促進を目的に、障害福祉サービス事業所等が提供する役務や製作した物品等の調達の推進を図る。

ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売促進

ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売促進を図る社会福祉法人に補助金を交付するほか、ふれあい製品（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の販売促進と障害のあるかたの社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する。

ここから総務局が所管

市役所における障害者の法定雇用率の遵守

障害のあるかたの雇用を推進するとともに、法定雇用率の遵守に努める。

ここまで総務局が所管

ここから市民局が所管

勤労者福祉ガイドブック等発行

勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のあるかたの雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。

ここまで市民局が所管

ここから人事委員会が所管

障害のあるかたを対象とした仙台市職員採用試験選考

障害のあるかたの雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。

ここまで人事委員会が所管

まるに

日中活動

ここから健康福祉局が所管

障害者福祉センター運営管理

障害者福祉の地域拠点機能を担い、自立訓練や生活介護事業を多機能がたでおこなう障害者福祉センターを運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、災害じにわ福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の開設運営を担うことから、福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の体制づくり、定期的に避難訓練をおこなう。

障害者小規模地域活動センター運営費の補助

障害のあるかたが通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらにわ社会参加訓練等の地域的な支援をおこなう施設に対して、運営費を補助する。

重度重複障害者等うけいれ運営費の補助

重度重複障害のあるかた等を受け入れている知的障害者通所施設に対して、支援員配置のための補助金を交付する。

しんたい障害のあるかたの生活訓練

しんたい障害のあるかたの健康管理や、社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。

ここまで健康福祉局が所管

まるさん

スポーツ・レクリエーション・文化芸術

ここから健康福祉局が所管

パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業【再掲】

パラスポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、パラスポーツの普及・啓発をおこなう。

多様に選択できるパラスポーツ活動の参加機会の拡大

障害のあるかたのスポーツを振興するため、パラスポーツ教室及びスポーツ大会を開催するとともに、大会派遣えの支援等を実施する。

スポーツ施設使用料減免

障害のあるかたがスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。

各種レクリエーション活動の推進

障害のあるかたの社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。

文化芸術活動の振興

障害のあるかたの文化芸術活動を振興するため、「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や芸術作品等の紹介、相互の交流を図る紙上交流誌「わっか」の発行等を実施する。

各種障害者団体助成

障害のあるかた・子どもの文化芸術活動振興及び市民の障害えの理解促進のため、障害者福祉団体がおこなうイベントに対し補助金を交付する。

障害のあるかたの国際交流

障害のあるかたが海外の障害のあるかたと交流・親睦を深めることを目的におこなわれる事業について、補助金を交付する。

ここまで健康福祉局が所管

ここから文化観光局が所管

障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進【再掲】

「発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ボッチャの体験会を実施する等、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のあるかたもないかたもスポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを目指します。

もりのみやこのふれあいコンサートの開催

障害のあるかたの芸術・文化活動を振興するため、障害者週間（資料編４「用語の解説」に説明を記載）（12月みっかからここのか）に合わせ、障害のあるかたやその補助者等を対象に、仙台市を代表する文化インフラである仙台フィルハーモニー管弦楽団による本格的なオーケストラの演奏会を実施する。

リラックス・コンサートの開催

客席の照明を暗くしない、上演中休憩ができるスペースを設けるなど、子どもや障害のあるかたなど、音楽鑑賞に不安があるかた、配慮が必要なかたが気軽に安心して音楽を楽しめる環境を整えたコンサートを開催する。

文化芸術を地域に生かす創造支援事業

障害のあるかたによる幅広い文化芸術活動の促進や文化芸術の鑑賞、体験等の機会の充実等を図る取り組みをはじめとする、社会課題と向き合う公益性の高い文化芸術活動に対して助成する。

ここまで文化観光局が所管

ここから教育局が所管

電子図書館サービス

インターネットを通じて電子書籍を借りて読むことができるサービスを提供し、図書館えの来館が困難なかたもサービスが受けられるようにする。また、音声読み上げや文字拡大などに対応した電子書籍を導入することで、障害のあるかたも利用しやすいようにする。

図書・視聴覚資料の郵送貸出サービス

一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、心身の障害等により図書館えの来館が困難なかたに、郵送による図書・視聴覚資料の貸出を実施する。

大活字本の貸出

全図書館において、一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくいかたに向けて、小説をはじめ各分野の本を大きな活字で印刷した大活字本の貸出を実施する。

拡大読書き・音声読書きの設置

全図書館において、自己資料も含め、資料を拡大して画面に映し出すことのできる拡大読書きを設置するとともに、みやぎ野図書館、せんだいメディアテークにおいて、自己資料も含め、文字をスキャナで読み取り、音声で読み上げる音声読書きを設置し、利用に供する。

視覚障害のあるかたに対する対面朗読サービス

一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚障害で活字資料を利用できないかたのために、おんやくしゃが対面しながら資料を読む、対面朗読のサービスを実施する。

おんやく資料貸出サービス

一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、おんやく資料（図書や各種資料等をカセットテープやデイジー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）資料に音声化したもの）やサピエ図書館に登録されている資料、デイジー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）資料専用の再生機の貸出を実施する。

点字図書・触る絵本・布絵本・拡大写本の貸出

全図書館において、点字図書や障害のある児童でも手で触って楽しめる触る絵本・布絵本等の貸出を実施する。また、障害のないかたにも貸出を実施する。

図書資料のリクエストおんやくサービス

みやぎ野図書館において、サピエ図書館未所蔵資料のおんやく資料貸出希望があった場合、希望の図書館資料のおんやくをおこないＣＤ-Ｒ等に変換し貸出を実施する。

マルチメディアデイジー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）図書閲覧サービス

一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚障害のあるかた及び印刷物をそのままの状態で読むことが困難なかたに向けて、音声と一緒に文字や画像が画面に表示されるデジタル録音図書の貸出を実施する。

リクエストおんやく・てんやく・データ変換サービス

せんだいメディアテークにおいて、ご希望の資料をご希望のデータに変換する。おんやくの場合はＣＤ-Ｒ、点字印刷の場合は紙を実費負担として実施する。

字幕いりＤＶＤ等の貸出

若林図書館、せんだいメディアテークにおいて、聴覚障害のあるかた向けに、テレビで放映された番組などに字幕が入っているＤＶＤ等の貸出を実施する。

生涯学習を通じた共生社会推進事業

障害のあるかたが学校卒業後も生涯を通じて様々な学びの機会に親しみ取り組むことができるよう、文部科学しょうの委託事業を活用し、関連する課・団体等によるコンソーシアムを構成し、研修会やイベント等の開催を通じて施設職員の理解や支援方法等のスキル向上を目指す。

ここまで教育局が所管

まるよん

当事者活動

ここから健康福祉局が所管

知的障害のあるかたの本人活動の支援

知的障害のあるかたの社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。

精神障害のあるかたの障害者ボランティア活動の支援

精神障害のあるかたの社会参加と自己実現を図るため、精神障害のあるかたの社会復帰に関する活動についての情報提供をおこなうとともに、障害のあるかた等に対するボランティア活動を支援する。

セルフヘルプ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）グループ（障害のあるかたのじじょグループ）の支援

セルフヘルプ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）グループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成えの支援を実施する。

ピアカウンセリング（資料編４「用語の解説」に説明を記載）事業（精神障害のあるかた同士のカウンセリング事業）

精神障害のあるかたが自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を学び実践する機会を提供する。

審議会等えの障害のあるかたの参画推進

障害者せさく推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のあるかたを委嘱し、市政えの参画を推進する。

まるご

移動・外出支援

健康福祉局が所管

障害のあるかたえの交通費等の助成

障害のあるかたの社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証　かっこ　市営地下鉄・バス、みやぎ交通の無料乗車証）・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。

リフトつき自動車運行えの助成

一般の交通手段の利用が困難な障害のあるかたの社会参加を推進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。

自動車運転免許取得えの助成・自動車改造えの助成

障害のあるかたの社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及びしんたい障害のあるかたの自動車改造に要する費用の一部を助成する。

外出支援等のサービス提供

視覚障害により移動が難しいかたに、必要な情報の提供や援護等の外出支援をおこなう同行援護や、自己判断能力が制限されているかたの危険を回避するために必要な支援や外出支援をおこなう行動援護等のサービス提供を推進する。

ガイドヘルパーの派遣

全身性障害のあるかたにガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合等の付添をおこなう。

まるろく　意思疎通支援

ここから健康福祉局が所管

点字・声の広報発行

視覚障害のあるかたを対象に、生活情報を点字・音声版で毎月発行するほか、希望に応じ必要な文書等を点字やく・おんやくして提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の点字・音声版を作成する。

コミュニケーションの支援

聴覚障害のあるかたの各種通やくや相談等に応じるため、手話通やく相談員や遠隔手話・音声文字化用タブレット端末を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等の各種奉仕員等の養成講座の開講・派遣をおこなう。

介護保険に関する手話通やくしゃ派遣事業

聴覚障害者等が介護保険の要介護認定・要支援認定の申請をおこない調査を受ける場合や仙台市が主催又は後援する介護保険に関する説明会等に参加する場合に、手話通やくしゃを派遣する。

ここまで健康福祉局が所管

ここから総務局が所管

市政だよりの点字版・音声版の提供

視覚障害のあるかたを対象に、希望に応じて市政だよりの点字版または音声版（デイジー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）方式のＣＤ版）の提供をおこなう。

ホームページ閲覧支援サービス（音声読み上げ）

仙台市ホームページについて、読み上げサービスの提供により弱視のかたや高齢のかた等の閲覧支援をおこなう。

市長定例記者会見等の動画配信における手話通やくの導入

市長定例記者会見等において、手話通やく付きの動画をしホームページに掲載することで、聴覚障害のあるかたえの情報提供をおこなう。

ここまで総務局が所管

ここから消防局が所管

視覚障害のあるかたに対する防火防災等災害対策広報用媒体（テープ・ＣＤ・点字文書）の配布

防火防災等災害対策広報用媒体（テープ・ＣＤ・点字文書）を作成し、視覚障害のあるかたへ配布する。

ここまで消防局が所管

かっこご　安心して暮らせる生活環境の整備

まるいち　バリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・ユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

ここから健康福祉局が所管

ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の普及・啓発をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

ここから文化観光局が所管

スポーツ施設のユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化等の推進

仙台市公共施設総合マネジメントプランに基づく大規模改修工事に合わせて、使いやすく、安全なスポーツ施設を目指し、ユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の採用やバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を推進する。

ここまで文化観光局が所管

ここから都市整備局が所管

ていしょうバス車両等導入えの補助

バス事業者に対して、ていしょうバス車両の購入費の一部を補助する。

交通施設バリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化設備整備えの補助

鉄道事業者がおこなうバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。

ここまで都市整備局が所管

ここから建設局が所管

都市公園のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化

公園内のえんろ、広場、トイレ等のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の導入を図る。

道路のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化

歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、障害のあるかたが安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。

ここまで建設局が所管

ここから交通局が所管

バスのバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化の推進

ノンステップバスの導入やバス停留所えのうわや・ベンチの設置等により、バリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化を推進する。

地下鉄のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化の推進

南北線において、各駅の駅ホーム乗降口えの隙間調整材の設置（駅ホームと車両との隙間縮小）や3000系新型車両えの更新（駅ホームと車両との段差縮小、車いす・ベビーカースペースの設置等）によりバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）化を推進する。

ここまで交通局が所管

まるに　サービス提供体制の基盤整備

ここから健康福祉局が所管

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

自宅等で受けられる訪問系サービス、事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。また、地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・地域生活支援促進事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に基づき、相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合ったサービスの提供を推進する。

児童福祉法に基づくサービス

障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の安定的な提供を推進する。

障害者福祉センターの整備

地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる障害者福祉センターの青葉区えの整備を進める。

生活介護事業所の整備

生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等のより手厚い支援を必要とする障害のあるかたなどに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供する。

苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知

施設等において障害のあるかたに対する権利侵害がおきないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知をおこなう。

指導監査の推進

仙台市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。

障害福祉事業関連事務の効率化

各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図る。

ここまで健康福祉局が所管

まるさん　防災・減災等

ここから健康福祉局が所管

障害者災害対策推進

災害じにおいて障害のあるかたを支援する人的体制の整備促進のため、障害のあるかたに対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修をおこなう。

業務継続計画（ＢＣＰ）（資料編４「用語の解説」に説明を記載）策定の確実な履行

災害発生じに障害福祉関係事業者が迅速に対応し、サービスを継続するとともに、いち早くサービスを再開できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の策定について確実な履行を促す。

重度しんたい障害者緊急通報システム

ひとりぐらしの重度しんたい障害のあるかたに通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。

災害じ要援護者情報登録（資料編４「用語の解説」に説明を記載）制度

本人からのもうしでにより災害じ要援護者として登録したかたに関する情報を、町内会や民生委員等に提供することにより、地域での支え合いによる取り組みを推進する。

福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の拡充・機能強化

介護等個々の対応が必要となるため、指定避難じょでの対応が困難なかたの避難先となる福祉避難じょ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）について、介護施設等との協定の締結を進め、数を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。

人工呼吸き装着じしゃ等に対する災害じ個別計画作成の推進

災害じに一人ひとりえの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸き装着じしゃなどを対象に、災害じ個別計画の作成を推進する。

ここまで健康福祉局が所管

ここから危機管理局が所管

災害じ要援護者（避難行動要支援者）の個別避難計画（資料編４「用語の解説」に説明を記載）作成推進

災害じ要援護者（避難行動要支援者）の個別避難計画（資料編４「用語の解説」に説明を記載）作成を推進するため、危険度の高い地域から優先的に計画を作成するとともに、仙台市災害じ要援護者避難支援プランの更新をおこなう。

ここまで危機管理局が所管

ここから市民局が所管

障害のあるかた等に対する防犯講座

障害のあるかたやその家族、福祉施設等の職員を対象とした防犯講座を開催し、障害のあるかたの犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。

消費者トラブル見守り事業

障害のあるかたと接する機会の多い民生委員児童委員や関係団体等に対し、消費者被害の特徴や防止策等について啓発をおこない、消費者被害の早期発見や未然防止を図る。

ここまで市民局が所管

ここから消防局が所管

災害じにおける情報提供体制の整備促進

災害の発生じに障害のあるかたが迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メール等で提供する。

119番緊急通報の強化

聴覚・言語障害があるかたによるネット119緊急通報システムや電子メール、ファックスでの119番緊急通報の受付をおこなう。

ここまで消防局が所管

まるよん　事業所支援・人材支援

ここから健康福祉局が所管

各種研修等の実施

各専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぽーと仙台、アーチル）や相談支援事業所、就労支援センター等との連携による研修やセミナー等を実施する。

障害者ケアマネジメント（資料編４「用語の解説」に説明を記載）従事者養成研修

障害者の地域生活を支援するために必要なケアマネジメントに関する知識を習得する研修をおこなう。

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者等ホームヘルパー養成研修事業

難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者等にホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

障害福祉サービス従事者確保支援

障害福祉に携わる人材の確保と定着を目的として、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施する。

仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等【再掲】

ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援をおこなう。

ここまで健康福祉局が所管

資料編

【目次】

資料編１　本計画策定の経緯

資料編２　関係条例等

資料編３　障害福祉サービス等についての説明

資料編４　用語の解説

資料編１　本計画策定の経緯

１　策定の経過

かっこいち　仙台市障害者等保健福祉基礎調査の実施

次期「仙台市障害者保健福祉計画」、第７期「仙台市障害福祉計画」、第３期「仙台市障害じ福祉計画」の策定にあたり、障害のあるかたの日常生活の状況、福祉サービスの利用状況、市民の障害のあるかたに対する理解の状況等を把握することを目的として実施。

実施期間

令和４年10月から令和４年12月

詳細

仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査）

実施期間

令和４年12月から令和５年３月

仙台市障害者等保健福祉基礎調査（ヒアリング調査）

かっこに　仙台市障害者せさく推進協議会の開催

開催日時

令和５年1月31日

開催内容

令和４年度第はち回

・諮問

開催日時

令和５年３月16日

開催内容

令和４年度第10回

・次期計画策定の協議スケジュール

開催日時

令和５年５月18日

開催内容

令和５年度第１回

・令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果報告

・現行仙台市障害者保健福祉計画等のせさくの評価、課題、新たな視点

開催日時

令和５年７月26日

開催内容

令和５年度第２回

・次期計画の策定（構成および視点）

・テーマ別議論（就労）

開催日時

令和５年８月にじゅうく日

開催内容

令和５年度第３回

・次期計画の方向性（理念、基本目標）

・テーマ別議論（人材確保・定着）

開催日時

令和５年くがつはつか

開催内容

令和５年度第４回

・成果目標・活動指標

・テーマ別議論（障害じ）

開催日時

令和５年10月26日

開催内容

令和５年度第５回

・次期計画の方向性（理念・基本目標）

・中間案骨子

・関連機関からの報告

開催日時

令和５年11月28日

開催内容

令和５年度第６回

・中間案、パブリックコメント概要

開催日時

令和６年３月12日

開催内容

令和５年度第７回

・パブリックコメントの結果報告、答申案

かっこさん　計画に関連する仙台市附属機関等での検討

まるいち　仙台市障害者自立支援協議会

障害じしゃが地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生み出さないための相談支援体制の質的・量的拡充

各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取り組みの汎化

人材育成に係る研修体系等の確立

まるに　仙台市精神保健福祉審議会

地域における支援体制のありかた

精神障害者の地域移行の推進

まるさん　仙台市発達障害者支援地域協議会

学齢期の発達障害じえの『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のありかた

成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのありかた

２　仙台市障害者せさく推進協議会委員名簿（五十音順・敬称略）

委員名・所属・職名

秋山　一郎

仙台市教育局特別支援教育課長

おお坂　純【会長】

東北こども福祉専門学院副学院長

奥田　妙子

社会福祉法人愛せん会本部長

小野　あや香

特定非営利活動法人スイッチ代表理事　特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会

小幡　かおり

仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）

かの　英生

医療法人社団初心会もりのホスピタル・あおば理事長・院長/一般社団法人仙台市医師会理事

加納　悦子

仙台公共職業安定所職業相談部長（委員任期は令和5年3月31日まで）

かんの　よしえ

特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長

熊井　正之

東北大学大学院教育学研究科教授

熊谷　つねみつ

社会福祉法人家庭福祉会理事長（委員任期は令和5年2月4日まで）

佐々木　ひろし

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会副会長兼常務理事（委員任期は令和5年しがつ20日から）

佐々木　ひろしげ

佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事

柴田　和子

みやぎ県自閉症協会副会長

高橋　勝彦

社会福祉法人わらしべ舎理事長（委員任期は令和5年3月1日から）

高橋　秀信

仙台市視覚障害者福祉協会会長

寺田　きよのぶ

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事（委員任期は令和5年3月31日まで）

中嶋　かつこ

一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事

西尾　まさあき

東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会

のうち　伸一

仙台公共職業安定所職業相談部長（委員任期は令和5年4月1日から）

はせくら　敦子

全国膠原病友の会みやぎ県支部運営委員/特定非営利活動法人みやぎ県患者・家族団体連絡協議会理事

早坂　ゆうと

社会福祉法人チャレンジドらいふ 副理事長（委員任期は令和5年1月1日から）

三浦　つよし【副会長】

東北福祉大学総合福祉学部教授

山下　はる奈

特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ

３　中間案への意見募集（パブリックコメント）

かっこいち 意見募集期間

令和５年12月22日（きん曜日）から令和６年１月26日（きん曜日）

かっこに 意見募集方法

まるいち 市政だより、仙台しホームページ、仙台し公式ラインによる周知

まるに 仙台市施設・公的機関等における配布・閲覧

区役所・総合支所、公所、市政情報センター、市民図書館、市民センター、仙台市福祉プラザ　等

まるさん 障害者関係団体、事業者等への配付

福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体、商店がい振興組合　等

まるよん 仙台市民生委員児童委員協議会理事会、並びに各区民生委員児童委員協議会委員会での周知

まるご ココロン・カフェ参加者への周知

かっこさん 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

かっこよん 情報保障（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

点字版、ルビ版、テキスト版（音声データ対応）、わかりやすく説明するばん

かっこご　　意見の提出状況

まるいち　　提出者数

90人（内訳：郵送１人、ファクス４人、電子メール８人、電子申請77人）

まるに 意見件数

500件

かっころく 提出された意見の内訳

※該当項目、件数の順に読み上げ

計画全般 50件

第いっしょう　計画策定の概要 5件

第２章　障害のあるかたを取り巻く現状 14件

第３章　計画の方向性 38件

第４章　障害福祉計画（第７期）・しょうがいじ福祉計画（第３期） 21件

第５章　計画の推進 8件

事業・サービス等 292件

その他 72件

合計 500件

資料編２　関係条例等

１　仙台市障害者せ策推進協議会条例

昭和63年12月20日

仙台市条例第128号

　（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者せ策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

　（組織）

第２条　協議会は、委員25人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

　一　関係行政機関の職員

　二　学識経験者

　三　障害者

　四　障害者の福祉に関する事業に従事する者

　五　仙台市の職員

　（委員の任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期かんとする。

２　委員は、再任されることができる。

　（専門委員）

第４条　専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、第２条第２項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

　（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

　　　附則

この条例は、昭和64年しがつついたちからせこうする。

　　　附則（平成６年３月　改正）

　（せこう期日）

１　この条例のせこう期日は、市長が定める。

　　（平成６年５月規則第49号で、平成６年６月１日からせこう）

　（経過措置）

２　この条例のせこうの際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際　改正後の第２条第２項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

３　改正後の第２条第２項第３号及び第４号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、平成７年５月31日までとする。

　　　附則（平成13年10月　改正）

この条例は、公布の日からせこうする。

　　　附則（平成17年３月　改正）

この条例は、公布の日からせこうする。ただし、第２条の規定は、市長が定める日からせこうする。

　　（平成17年８月規則第92号で、附則ただし書に係る規定は、平成17年８月とおかからせこう）

　　　附則（平成23年10月　改正）

この条例は、公布の日からせこうする。

　　　附則（平成24年３月　改正）

　（せこう期日）

１　この条例は、公布の日からせこうする。ただし、第１条の改正規定は、市長が定める日からせこうする。

　　（平成24年５月規則第54号で、附則第１項ただし書に係る規定は、平成24年５月21日からせこう）

　（経過措置）

２　この条例のせこうの際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

２　仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成30年３月ようか

仙台市障害者せさく推進協議会決定

第1　趣旨

仙台市障害者せさく推進協議会（以下「協議会」という。）わ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次に掲げる事務を一体的におこない、障害者せさくの継続的な改善と向上を図るものとする。

１　障害者基本法第36条第１項第２号に定める障害者に関するせさくの総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びそのせさくの実施状況を監視すること

２　障害者総合支援法第88条の２に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

３　児童福祉法第33条の21に定める市町村障害じ福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第２　計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害じ福祉計画をいう。

第３　監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法によりおこなうものとする。

１　監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎ねんど、前年度の状況又は見こみ量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

ア　仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業

イ　仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等

ウ　仙台市障害福祉計画及び仙台市障害じ福祉計画に掲げる数値目標及び見こみ量

エ　仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する事業

２　調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会もしくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査をおこなう。

３　分析及び評価

協議会は、１監視及び２調査のほか、仙台市がおこなう障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等のとりくみ状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第４　監視等の進めかた

監視等の進めかたは、毎ねんど、協議会において決定する。ただし、第３の１監視に係る資料については、毎年くがつを目途に作成するものとする。

第５　そのた

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者せさくについて意見を述べるものとする。

資料編３　障害福祉サービス等についての説明

本編第４章の「４　みこみ量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

１　障害福祉サービス

ここから①訪問系

居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とするかたに対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出じにおける移動支援などを総合的におこないます。

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難があるかたに、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援をおこないます。

行動援護

自己判断能力が制限されているかたが行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援をおこないます。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が高いかたに、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

ここまでまるいち訪問系

ここからまるに日中活動系

生活介護

日中、常時介護を必要とするかたに、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

自立訓練

（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、しんたい機能や生活能力の向上のために必要な訓練や相談助言等をおこないます。

就労選択支援

アセスメント等の実施により、障害者本人が一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の状況などに合った選択ができるよう、必要な支援をおこないます。

自立訓練

（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練をおこないます。

就労移行支援

企業などえの雇用を希望するかたに、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます。

就労継続支援えー型

企業などに雇用されることが困難なかたに働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます（雇用契約を結びます）。

就労継続支援Ｂ型

企業などに雇用されることが困難なかたに働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます（雇用契約を結びません）。

就労定着支援

一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に移行したかたの就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などえの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等をおこなうことで、本人の就労の継続を図ります。

療養介護

医療と常時介護を必要とするかたに、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援をおこないます。

短期入所

（福祉がた、医療がた）

自宅で介護をおこなっているかたが病気の場合などに、たんきかん、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

ここまでまるに日中活動系

ここからまるさん居住系

自立生活援助

一人ぐらしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援をおこないます。

共同生活援助

夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

施設入所支援

施設に入所する障害のあるかたに対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）等

障害のあるかたが地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急じのうけいれ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制づくりをおこないます。

ここまでまるさん居住系

２　相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請じのサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成をおこないます。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しをおこないます。

地域移行支援

障害者支援施設などに入所しているかたや精神科病院に入院しているかたに対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出じの同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援をおこないます。

地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のあるかたに対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急じにわ必要な支援をおこないます。

３　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援

障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適応することができるように支援をおこないます。

放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上や社会との交流促進のための必要な支援をおこないます。

保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活えの適応のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。

居宅訪問がた児童発達支援

人工呼吸器を装着しているなど日常生活のために医療を要したり、疾病のため感染症にかかるおそれがあるため、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適応することができるように支援をおこないます。

福祉がた障害じ入所施設・医療がた障害じ入所施設

障害じ入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などをおこないます。

障害じ相談支援

障害じ通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請じの「障害じ支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害じ支援利用計画」の作成をおこないます。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しをおこないます。

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

人工呼吸き等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）などが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指します。

特別支援保育事業

生後５かげつ以上から小学校就学前の保育が必要な、特別支援保育審議委員会において集団保育を受けることが可能とされた児童の保育をおこないます。

居宅訪問がた保育事業

障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において１たい１で保育します。

放課後児童健全育成事業

就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

４　発達障害のあるかた等に対する支援

発達障害者支援地域協議会

自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如・多動症などの発達障害のあるかた等えの支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。

発達障害者支援センター

発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のあるかた、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などをおこなう機関を指し、仙台市では北部及び南部アーチルを指します。

発達障害者地域支援マネジャー

発達障害じしゃの支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的におこなうことができる者を指します。

ペアレントトレーニング

障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒めかたや指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目指したトレーニングをおこないます。

ペアレントプログラム

保護者が子どもの特性を知り、関わりかたを工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけられます。

ペアレントメンター

発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートをおこないます。

ピアサポート

同じような悩みや背景を持つ人、障害のあるかた同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。（ピアは仲間や同僚の意味）

５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

仙台市では、精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）」の構築に向けた協議をおこないます。

※精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）については、「１　障害福祉サービス」と「２　相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のあるかたに限定したものになります。

６　相談支援体制の充実・強化のためのとりくみ

基幹相談支援センター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

仙台市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組み等を実施します。

協議会

障害じしゃの支援体制の整備を図ることを目的に、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制のありかたについて協議をおこなう障害者自立支援協議会を指します。

７　障害福祉サービスの質を向上させるためのとりくみ

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修えの参加や相談支援従事者しょにんしゃ研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。

障害者自立支援審査しはらい等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査しはらい等システムによる審査結果の分析をおこない、その結果を、事業所や近隣自治体と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等に活用します。

運営指導等

指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「実地指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」をおこないます。

集団指導

指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法によりおこないます。

８ 地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

ここから①必須事業

理解促進研修・啓発事業

障害のあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などをおこないます。

自発的活動支援事業

障害のあるかた、その家族、地域住民などが地域において自発的におこなう活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

障害者相談支援事業

障害のあるかた、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助をおこない、自立した生活ができるように支援します。

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）利用支援事業

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の利用が必要と認められる知的障害のあるかたや精神障害のあるかたなどが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所えの申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬ぶんの費用について補助をおこないます。

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）法人後見支援事業

法人後見業務開始の相談があった場合に、情報提供などをおこないます。

意思疎通支援事業

手話通やくしゃや要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃの派遣、てんやくやおんやくなどによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のあるかたに対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のあるかたが入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。

日常生活用具給付等事業

しんたい障害等のあるかたに対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など６種の用具の購入費等を支給します。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のあるかたとの交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修をおこないます。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のあるかたが外出するための支援をおこないます。

地域活動支援センター（基礎的事業・機能強化事業）

地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などをおこないます。

発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター（アーチル）において、来所や訪問による相談を受け付けます。

障害じ等療育支援事業

障害のあるかたや障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導をおこなうことにより、地域生活を支援します。

専門性の高い意思疎通支援をおこなう者の養成研修事業

特に専門性の高い意思疎通支援をおこなう者（手話通やくしゃと要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ、盲ろう（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ向け通やく・かいじょ員、失語症者向け意思疎通支援者）の養成研修をおこないます。

専門性の高い意思疎通支援をおこなう者の派遣事業

手話通やくしゃと要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃの広域派遣をおこないます。また、盲ろう（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ向け通やく・かいじょ員、失語症者向け意思疎通支援者の派遣もおこないます。

精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築を進めるにあたっての調整業務をおこなうために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。

また、精神障害のとうじしゃとしての視点を活かして、精神障害のあるかたが自らの疾患や病状について正しく理解することを促し、退院えの意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用をおこない地域移行・地域定着を支援します。

発達障害しゃ支援地域協議会による体制整備事業

発達障害じしゃえの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係しゃ等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議をおこなうため、発達障害しゃ支援地域協議会を運営します。

ここまでまるいち必須事業

ここからまるに任意事業

福祉ホームの運営

住居を必要とする障害のあるかたに対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。

訪問入浴サービス

しんたい障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難なかたに対して、自宅えの訪問により入浴などのサービスをおこないます。

生活訓練等

日常生活に必要な訓練や支援をおこないます。

日中一時支援

障害のあるかたの介護を普段おこなっている家族等が、病気や休養などのため介護できない場合に、障害のあるかたを日中時間帯に施設で一時的に受け入れ、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

地域移行のための安心生活支援

地域生活えの移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人ぐらしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置をおこないます。仙台市では、地域生活支援拠点（資料編４「用語の解説」に説明を記載）においてこれらの支援をおこないます。

巡回支援専門員整備

障害のある児童等の要支援じが利用している児童館等において、要支援じえの適切な対応を図るため、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童の様子を観察し、児童館等職員えの助言や指導をおこないます。

医療がた短期入所事業所開設支援

医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃや重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ等が在宅生活を継続していけるよう短期入所が利用しやすい環境を整備することを目的に 、 既存の医療機関や介護老人保健施設等に対して医療がた短期入所事業所の開設支援をおこなう。

レクリエーション活動等支援

障害のあるかたの体力向上や交流・余暇活動などの推進、パラスポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害しゃスポーツ大会を開催します。

芸術文化活動振興

障害のあるかたの文化芸術活動を支援する講座などを実施します。

点字・声の広報等発行

てんやく、おんやくなどにより、市政だよりや視覚障害しゃ等関係事業、生活情報など地域生活をする上で必要な情報を定期的に提供します。

奉仕員養成研修

てんやく奉仕員、朗読奉仕員の養成研修をおこないます。

障害しゃ自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業

意思の表出に高い困難性を有する障害のあるかたが、重度障害しゃ用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションを取り続けられるよう、技術的な支援をします。

ここまでまるに任意事業

９　地域生活支援促進事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

発達障害のあるかたが日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。

発達障害しゃ支援体制整備事業

発達障害しゃ支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のあるかたに対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援をおこないます。

障害しゃ虐待防止対策支援事業

障害のあるかたえの虐待の未然防止や早期発見、虐待発見じの迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体制の強化、虐待を受けたかたの保護及び安全確保のための体制整備などに関する取り組みをおこないます。

成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）普及啓発事業

研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通して、成年後見制度（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の利用を促進し、障害のあるかたの権利擁護を図ります。

発達障害じしゃ及び家族等支援事業

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害じしゃやその家族に対する支援体制を整備します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築推進事業

保健・医療・福祉関係しゃによる協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築に資する取り組みを推進します。具体的にわ、精神障害しゃ家族支援事業や精神障害しゃ退院促進支援事業、災害じ地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。

障害しゃＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）サポート総合推進事業

視覚障害のあるかたにＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ＩＣＴ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）機器の操作について支援をおこなうパソコンボランティアの養成・派遣をおこないます。

重度訪問介護利用しゃの大学修学支援事業

肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とするかたが大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長１年間）、大学等えの通学中と大学等の敷地内におけるしんたい介護等を提供します。

雇用せさくとの連携による重度障害しゃ等就労支援特別事業

肢体不自由や視覚障害、知的障害、精神障害等により、行動上著しい困難があるかたが、企業等において就労するにあたり、通勤支援や職場等における支援を提供します。

入院しゃ訪問支援事業

精神科病院入院患しゃのうち、第三しゃ支援が必要なものに対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣します。

資料編４　用語の解説

アートトゥーユー　障がいしゃ芸術世界展　IN　せんだい

東北障がいしゃ芸術支援機構が2015年から開催している「障がいのある人の芸術活動を通した生きがいづくりの促進」を目的とした公募展。

社会生活において何らかのハンディのあるかたを対象に、自らが制作した芸術作品を世界から公募し、入選作品をせんだいメディアテークにて展示している。

ＩＣＴ

情報通信技術（インフォメーション　アンド　コミュニケーション　テクノロジー）の略。

情報（インフォメーション)や通信（コミュニケーション）に関する技術の総称。日本では、同様の言葉としてあいてぃー（インフォメーション テクノロジー：情報技術）の方が普及していたが、国際的にはＩＣＴがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

あいうえお　から始まる用語

アウトリーチ

支援や援助が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められないかた、支援の届きにくいかたや、その関係機関等に行政機関や支援機関が出向き、積極的に働きかけて必要な情報や支援を届けるプロセスのこと。

アクセシビリティ

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

一般就労

障害のあるかたが企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働きかた。

医療観察制度

平成17年７月にせこうされた「しんしん喪失等の状態で重大な他害行為をおこなったものの医療及び観察等に関する法律」に基づく制度。本制度は対象となる人に対して適切な医療や必要な観察等をおこなうことによって、その社会復帰を促進することを目的としている。観察等にわ指定医療機関、地域関係機関、保護観察所が一体となって当たる。

医療的ケアじ

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助など)を受けることが不可欠である児童。

インクルージョンの推進

障害の有無を問わず、すべてのかたが差別されることなく受け入れられ、お互いに尊重されることで、地域社会や所属先等、様々な場面で、その能力を発揮して活躍できるよう、合理的配慮の提供や障害の理解啓発等を進めること。

親なきあと

日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障害のあるかたが、親が亡くなった、あるいは子の面倒を見れなくなった後に直面しうる、生活に困難を抱えた状況を表現した言葉。

かきくけこ　から始まる用語

介護給付

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴のかいじょ等のいわゆる介護に関する給付。

基幹相談支援センター

地域の相談支援事業所等の相談支援従事しゃに対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施する仙台市設置の機関。

共生型サービス

障害福祉または介護保険のいずれかの居宅・日中活動系サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすく基準を設けたもの。

強度行動障害

自しょう、たしょう、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、いしょく、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

業務継続計画（ＢＣＰ）

自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常じにおこなうべき活動や緊急じにおける事業継続のための手法、手段などを取り決めておく計画。

訓練等給付

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

５歳じのびのび発達相談

就学に向けた準備を始め，基本的な生活習慣を確立し，社会性を身につける時期である５歳じとその保護しゃを対象に，相談を実施するもの。

高次脳機能障害

事故や脳血管疾患などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

合理的配慮

障害のあるかたが、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、そのかたの障害にあった必要な工夫ややりかたなどの配慮をおこなうこと。※関連用語「（障害を理由とする）差別」

国際障害しゃ年

1981年を指し、「完全参加と平等」がテーマとされ、次の目的を実現するため国際的な取り組みをおこなうことが国連総会で決議された。

(1)障害しゃがしんたいてきにも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。

(2)適切な援助、訓練、医療及び指導をおこなうことにより、障害しゃが適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようにすること。

(3)障害しゃが社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を利用しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。

(4)障害しゃが経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること。

(5)障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

国連障害しゃの十年

国際障害しゃ年の成果をもとに検討されてきた「障害しゃに関する世界行動計画」の実施にあたって定められた1983から1992年までのこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考えかたを持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支えあうこと。

個別避難計画

高齢しゃや障害しゃなど災害じに避難の支援が必要となるかたを対象に、避難を支援するかたやその方法、どこにどのような経路で避難するか、避難をおこなう際にどのような配慮が必要かなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画。

さしすせそ　から始まる用語

災害じ要援護しゃ情報登録

災害じに安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とするかたがたに「災害じ要援護しゃ」として事前に登録いただき、その登録された情報を町内会などの地域団体等へリストとして提供する制度。

（障害を理由とする）差別

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のないかたにわつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のあるかたが、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、そのかたの障害にあった必要な工夫ややりかたなどの配慮をおこなうこと。

サポートファイル

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護しゃの願い（ニーズ）や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録、施設や学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援しゃ等の本人理解や支援しゃかんでの情報共有等に役立てる。

指定難病

「難病の患じゃに対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

就学前療育支援システム

就学前に療育が必要な児童とその家族を支援するため、児童発達支援センターにおける療育支援・家族支援のほか、地域相談員による子育て支援機関えの訪問・相談支援や研修会等のほか、支援力向上に向けた専門的な助言等をおこなうアーチルの地域支援専従職員と地域相談員との連携体制等を指す。

重症心身障害じ

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害じ」、さらに成人したかたを含めて「重症心身障害じしゃ」という。

障害しゃケアマネジメント

障害のあるかたの地域における活動を支援するために、ケアマネジメントを希望するかたの意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらにわ社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

障害しゃ週間

毎年12月みっかから12月ここのかまでのいっしゅうかんのこと。

障害しゃ雇用率（制度）

「障害しゃの雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、雇用している労働しゃに占める障害のあるかた（しんたい、知的及び精神障害しゃ）の割合を、法定雇用率以上とする義務があるもの。令和6年しがつ以降、民間企業は2.5%、国及び地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7％の法定雇用率が定められ、令和8年しちがつ以降は、更なる引き上げが予定されている。

小児慢性特定疾病

18歳未満の児童（ただし、18歳到達じ点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満のものを含む。）がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、まるに生命を長期に脅かす疾病であること、まるさん症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、まるよん長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

情報保障

障害のあるかたが情報を入手するにあたって、代わりの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援をおこなうこと。※関連用語「要約筆記」

スーパーヴァイズ

専門的知識や支援技術、支援の視点や考えかた等を獲得することで、現在おこなっている支援を点検し、今後の支援向上に活かすことを目的に、高度な専門的知見を有する外部講師より助言等を受けること。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたケアシステム。

成年後見制度

知的障害や精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではないかたを対象として、家庭裁判所えの申し立てによりそのかたの権利を守る援助しゃ（「成年後見人」など）を選任することで、法律的な支援を得られるようにする制度。

セルフヘルプ

同じ病気や悩みを持つ障害当じしゃ同士が、お互いの体験を共有しながら支えあうこと。

たちつてと　から始まる用語

ダイバーシティ

年齢、性別、国籍、障害の有無など一人ひとりが持つ多様性のこと。

地域生活支援拠点

障害のあるかたが地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急じのうけいれ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制のこと。

地域生活支援事業

障害しゃ総合支援法に基づき、地域の実情や利用しゃの状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。※関連用語「地域生活支援促進事業」

地域生活支援促進事業

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語「地域生活支援事業」

デイジー（図書）

デイジー　わ デジタル アクセシブル インフォメーション システム の略で、「アクセシブルな情報システム」とやくされる。視覚障害のあるかたや印刷物を読むことが困難なかた等のためのデジタル録音図書の国際基準規格であり、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことなどができる。

なにぬねの　から始まる用語

難病

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護しゃの負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。※関連用語「指定難病」

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すための活動。

はひふへほ　から始まる用語

バリアフリー

公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さを無くすこと。また、高齢のかたや障害のあるかた等を含め、すべての人が壁を感じることのないような社会をつくろうという考えかたのこと。

ピアカウンセリング

障害のあるかた同士が対等な立場でおこなうカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換をおこなうことを通して、自分で自分の問題を解決することを支援する。（ピアは仲間や同僚の意味）

ピアサポーター

同じような悩みや背景を持つかた、障害のあるかた同士が、対等な立場で互いに支えあうことをピアサポート、ピアサポート活動をおこなっているかたをピアサポーターという。（ピアは仲間や同僚の意味）

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭がいでの交遊など）を回避し、原則的にわ６ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（たしゃと交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

福祉的就労

障害のあるかたが企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働きかた。※関連用語「一般就労」

福祉避難じょ

指定避難じょで生活をし続けることが困難な高齢のかたや、障害のあるかた等の要援護しゃを二次的に受け入れるために開設する避難じょ。

ふれあい製品

仙台しでは障害のあるかたが製作した製品をふれあい製品と呼んでいる。

補助けん

盲どうけん、聴どうけん、かいじょけんを指し、しんたい障害しゃ補助けん法に基づき認定された犬のこと。

まみむめも　から始まる用語

盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害のあるかた。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、そのかたにより状況は大きく異なる。

やゆよ　から始まる用語

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考えかた。

要約筆記

聴覚障害のあるかたえの情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。※関連用語「情報保障」

らりるれろ　から始まる用語

ロービジョン

何らかの原因により視覚に障害を受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態。